

学校安全マニュアル

大崎市立古川第二小学校
令和8年4月

目次

I-1	学校防災全体計画	1
I-2	学校防災年間計画	2
I-3	教職員の動員体制	4
I-4	校内災害本部組織と業務内容	6
I-5	情報連絡体制図	8
II-1	大地震発生後、浸水被害が予想される場合の対応と校舎2階以上への避難誘導	
	(1) 在校時の発生	9
	(2) 登下校時の発生	11
	(3) 校外活動時の発生(学年行事中の発生)	12
	(4) 学校施設等活用事業時の発生(スポーツ少年団活動等学校施設開放中の発生)	13
	(5) 在宅時の発生(休日・夜間)	15
II-2	大地震発生時の対応と避難誘導(洪水被害が想定されない場合)	
	(1) 在校時の発生	16
	(2) 登下校時の発生	18
	(3) 校外活動時の発生(学年行事中の発生)	19
	(4) 学校施設等活用事業時の発生(スポーツ少年団活動等学校施設開放中の発生)	20
	(5) 在宅時の発生(休日・夜間)	22
II-3	保護者への引渡し	
	(1) 校内で引渡しをする場合の対応	23
	(2) 校外で引渡しをする場合の対応	24
II-4	待機(宿泊)※帰宅困難者対応も含む	
	(1) 校内(避難場所)で待機させる場合の対応	26
	(2) 校外で待機させる場合の対応(校外学習中)	27
II-5	一斉下校	
	(1) 一斉下校の対応	28
II-6	避難所の設置・運営にかかる協力(学校が避難所となる際の対応)	
	(1) 運営協力体制等について	29
	(2) 学校の避難所設置・運営にかかる協力(発災初期段階の例)	30
II-7	学校再開に向けた対応	
	(1) 教育再開への取組	32
III-1	学校における原子力災害時の対応	
	(1) 防災体制の整備	33
	(2) 事故発生時の対応(指示系統)	33
	(3) 学校での初動体制	33
	(4) 校内原子力災害対策本部組織の役割	34
	(5) 場面応じた災害への対応(教職員)	34
	(6) 情報連絡体制	35
III-2	風水害が想定される場合の対応(暴風,大雨,洪水,大雪警報などが発表)	
	(1) 暴風警報発表時の対応(災害発生前)	36
	(2) 災害発生時の対応(在校時の発生)	37
III-3	火山災害が想定される場合の対応	
	(1) 平常時の対応	38
	(2) 火山活動活発時(噴火前)の対応	38
	(3) 噴火発生時の対応(在校時の発生)	39
	(4) 噴火警報,噴火予報について	39
	(5) 噴火に伴う現象	40

IV	資料	
	(1)	津波警報・津波注意報，地震・津波情報・・・・・・・・・・ 4 2
	(2)	津波警報・注意報等の解説・・・・・・・・・・ 4 3
	(3)	津波の速さと高さ・・・・・・・・・・ 4 4
	(4)	緊急地震速報について・・・・・・・・・・ 4 4
	(5)	災害用伝言ダイヤルの利用方法・・・・・・・・・・ 4 5
	(6)	緊急引き渡しカードの例，避難確認カードの例・・・・・・・・・・ 4 5
V	弾道ミサイル発射時の緊急事態対応について①②・・・・・・・・・・	4 6
VI	不審者に対する児童生徒の安全確保マニュアル・・・・・・・・・・	5 0
VII	地震発生時の安全確保マニュアル・・・・・・・・・・	5 4
VIII	校外学習中の事故発生時の対応（学校事故も準ずる）・・・・・・・・・・	5 6
IX	クマ類の出没対応マニュアル・・・・・・・・・・	5 7
X	緊急時の職員動員体制・安全確保について（職員向け・保護者向け一覧表）・・・・・・・・・・	5 9

<p>安全教育に関する法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育基本法 ・学校教育法 ・学校保健安全法及びその他関連法 ・教育委員会の方針、目標等 <p>学習指導要領</p>	<p>学校教育目標</p> <p>豊かな心を持ち、心身ともに健康で進んで発表する子供を育成する。</p> <p>志教育との関連</p> <p>○かかわる 災害発生時、教師や保護者の指示に従い適切に行動する態度を育む。</p> <p>○もとめる 地域内の様々な場面における災害時の危険について理解する。</p> <p>○はたす 災害時には下級生や級友の安全に気を配り、自分たちにできることを自主的に見付け活動する。</p>	<p>安全に関する学校の現状等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校は、平地にあり、近くには江合川がある。 ・毎年、地震等を想定した避難訓練2回、児童下校訓練を2回実施している。 ・東日本大震災を機に、より一層、防災教育の充実を図っている。 						
<p>各教科</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害の現状と対策 ・災害メカニズムの知識 ・地域の地理的特性 ・防災体制等の理解 ・防災意識の高揚 ・ボランティアの理解 ・応急処置（応急手当）等 <p>道徳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。 ・勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。 	<p>防災教育の目標（重点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自らの身を守り、乗り切る力」の育成 ・「知識を備え、行動する力」の育成 ・「地域の安全に貢献する心」の育成 ・「安全な社会に立って直す力」の育成 ・「安全安心な社会づくりに貢献する心」の育成 	<p>特別活動</p> <p>学級活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の自分自身の安全を加えて、災害時の被害者の救出や地震後の火災発生防止などの二次災害を防ぎ、家庭や地域の人々の安全を守るために必要な事柄を取り上げ、理解できるようにする。また、家庭での災害に関する日常の備えに当たって積極的な役割が果たせるようにする。 <p>児童会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地の学校へのメッセージや募金活動など児童の創意を生かした自発的・自治的な活動を推進する。 <p>学校行事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係機関と連携した実践的な避難訓練の実施や地域と一体となった防災訓練の実施等により、進んで防災対応能力を身に付けようとする態度を育てる。 <p>クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの個性、特技を生かしながら、集団への所属感、連帯感を高め、助け合いの心を育てる。 						
<p>学校防災推進の重点</p>								
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="552 898 699 1151"> <p>防災教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災学習 ・防災指導 </td> <td data-bbox="699 898 1038 1151"> <ul style="list-style-type: none"> ○教区活動全体（行事・各教科・特別活動等）を通じた防災教育の推進 ○災害発生時に活用できる生活能力の習得 ○避難訓練（地震等）の実施 ○集合訓練の実施 ○防災教育の指導方法・内容の工夫及び改善 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="552 1151 699 1397"> <p>防災管理</p> </td> <td data-bbox="699 1151 1038 1397"> <ul style="list-style-type: none"> ○避難場所の設定（第一、第二、第三） ○危険箇所の確認 ○防災計画（マニュアルを含む）及び避難所運営マニュアルの作成 ○避難経路の点検 ○日常の災害に対する施設・設備の安全点検 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="552 1397 699 1563"> <p>組織活動</p> </td> <td data-bbox="699 1397 1038 1563"> <ul style="list-style-type: none"> ○教職員の役割の明確化 ○家庭や地域及び関係機関との連携 ○教職員の防災対応能力や応急処置能力の向上 ○心のケア対応能力の充実 </td> </tr> </table>	<p>防災教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災学習 ・防災指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○教区活動全体（行事・各教科・特別活動等）を通じた防災教育の推進 ○災害発生時に活用できる生活能力の習得 ○避難訓練（地震等）の実施 ○集合訓練の実施 ○防災教育の指導方法・内容の工夫及び改善 	<p>防災管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○避難場所の設定（第一、第二、第三） ○危険箇所の確認 ○防災計画（マニュアルを含む）及び避難所運営マニュアルの作成 ○避難経路の点検 ○日常の災害に対する施設・設備の安全点検 	<p>組織活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員の役割の明確化 ○家庭や地域及び関係機関との連携 ○教職員の防災対応能力や応急処置能力の向上 ○心のケア対応能力の充実 	
<p>防災教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災学習 ・防災指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○教区活動全体（行事・各教科・特別活動等）を通じた防災教育の推進 ○災害発生時に活用できる生活能力の習得 ○避難訓練（地震等）の実施 ○集合訓練の実施 ○防災教育の指導方法・内容の工夫及び改善 							
<p>防災管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○避難場所の設定（第一、第二、第三） ○危険箇所の確認 ○防災計画（マニュアルを含む）及び避難所運営マニュアルの作成 ○避難経路の点検 ○日常の災害に対する施設・設備の安全点検 							
<p>組織活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員の役割の明確化 ○家庭や地域及び関係機関との連携 ○教職員の防災対応能力や応急処置能力の向上 ○心のケア対応能力の充実 							
<p>各学年部の防災教育の目標</p>								
<p>低学年</p> <ol style="list-style-type: none"> 危険な場所や状況を認知するとともに、自ら回避することを理解する。 <知識・技能> 災害発生時には、教師や保護者の指示に従い適切に行動することができる。 <思考・判断・表現> 基本的な生活習慣を身に付け、生命を大切にすることを理解し、他の人と協調することができる。 <公共・社会性等> 	<p>中学年</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域内の日常生活での様々な場面における危険（屋内、屋外、車中、地下、ビルなどでの対処法）や、地域の避難場所を理解する。 <知識・技能> 自己の判断で危険を回避することができるとともに、校外での発生時には地域の避難所へ避難することができる。 <思・判・表> 自己の安全だけでなく、学校や学級の友人の安全にも配慮することができる。 <公共・社会性等> 	<p>高学年</p> <ol style="list-style-type: none"> 発災時に出される情報（緊急地震速報、警報や注意報等や、地域の避難所や家族との連絡方法（災害時伝言ダイヤルの活用等）について理解する。 <知識・技能> 日常生活の様々な場面において自らの判断で危険を回避するとともに、二次災害を防ぐことができる。 <思考・判断・表現> 災害時には、下級生の安全に気を配り面倒を見ることができるとともに社会に奉仕する喜びや自他の生命尊重の大切さを理解する。 <公共・社会性等> 						

I-2 学校防災年間計画

月	防災管理・組織活動 関連行事	防災教育(防災学習・防災指導)		
		教科(算・科)	道徳(算)	特別活動その他
4	<ul style="list-style-type: none"> 安全のきまりの確認 安全点検年間計画確認, 安全点検(通学路を含む) 避難経路の確認 防災マニュアルの確認(危機管理体制に関する研修) 	<ul style="list-style-type: none"> どきどきわくわくまちたんけん (2生) 学校のまわり (3社) わたしたちの県 (4社) わたしたちの国土(5社) 	<ul style="list-style-type: none"> ヌチヌグスージ(いのちのまつり)(3) なにかお手ついできることはありますか? (4) うちら「ネコの手」ボランティア (6) 気をつけて (1) 	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所の確認 緊急連絡カード, 避難確認カードの記入 地震から身を守ろう (1~6年学)
5	<ul style="list-style-type: none"> 安全点検 救急救命実技講習会 地震時の対応と避難誘導に関する研修 	<ul style="list-style-type: none"> がっこうだいすき(1生) 調べて書こう, わたしのレポート (3国) 住みよいくらしをつくる (4社) 国土の地形の特色と人々のくらし (5社) 天気の変化 (5理) ゆで野菜のサラダ(5家) 朝食を考えよう (6家) 	<ul style="list-style-type: none"> みんないっしょだよ (6) 	
6	<ul style="list-style-type: none"> 安全点検 一斉下校訓練 避難訓練(地震・授業時) 児童引渡し訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 長さをはかってあらわそう (2算) 市のようす (3社) 住みよいくらしをつくる (4社) 国土の気候の特色と人々のくらし (5社) できるようになったかな家庭の仕事 (5家) 	<ul style="list-style-type: none"> 命のありがたさ(2) 「もっこ」をせおって (4) 	<ul style="list-style-type: none"> 地震はいつ起こるかかわからない (1~6年学)
7	<ul style="list-style-type: none"> 安全点検 地域学校安全委員会(子どもの健全育成と安全ための懇談会) 	<ul style="list-style-type: none"> 「ことわざブック」を作ろう (4国) けがの防止 (5保) 	<ul style="list-style-type: none"> 命のありがたさ(2) 「もっこ」をせおって (4) 	<ul style="list-style-type: none"> 台風などから身を守るために もうすぐ夏休み (1~6年学)
8	<ul style="list-style-type: none"> 安全点検 災害対策懇談会 安全教育研修会 避難所の設置と運営に関する研修会 緊急体制の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 拡大図と縮図 (6算) 		
9	<ul style="list-style-type: none"> 安全点検 集団下校訓練 避難訓練(地震・休憩時, 清掃時) 風水害時の対応と避難誘導に関する研修 	<ul style="list-style-type: none"> 言いつたえられているお話をしろ (2国) 店ではたらく人 (3社) 台風と天気の変化(5理) 資料を活用して書こう (6国) 	<ul style="list-style-type: none"> 使い方を考えて(2) みんなで守る命(3) 	
10	<ul style="list-style-type: none"> 安全点検 一斉下校訓練 	<ul style="list-style-type: none"> みんなでつかうまちのしせつ (2生) もっとなかよしまちたんけん (2生) 太陽とかげを調べよう 太陽の光を調べよう (3理) きょう土のはってんにつくす (4社) 森林のおくりもの(5国) 流れる水のはたらき (5理) 大地のつくりと変化 (6理) 	<ul style="list-style-type: none"> バルバオの木 (4) 	
11	<ul style="list-style-type: none"> 安全点検 避難訓練(火災・授業時) 	<ul style="list-style-type: none"> 火事からくらしを守る (3社) わたしたちの県 (4社) わたしたちの生活と政治 (6社) ごはんのみそしるをつくらう (5家) てこのはたらき (6理) おかずをつくらう(6家) 	<ul style="list-style-type: none"> よりみち (1) コースチャぼうやを救え (5) 	

12	<ul style="list-style-type: none"> 安全点検 子供の健全育成と安全ための懇談会 その他災害の対応と避難誘導に関する研修 避難所として開放する場所の点検 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の考えをつたえよう (3国) 分数をくわしく調べよう (4算) 	<ul style="list-style-type: none"> ゆうきの心配 (3) 	<ul style="list-style-type: none"> もうすぐ冬休み (1～6年学)
1	<ul style="list-style-type: none"> 安全点検 (通学路を含む) 一斉下校訓練 防災マニュアルの確認 	<ul style="list-style-type: none"> 明かりをつけよう (3理) 広さの表し方を考えよう (4算) 特色ある地いきとくらし (4社) 社会を変える情報 (5社) 電気とわたしたちのくらし (6理) 考えようこれからの生活 (6家) 	<ul style="list-style-type: none"> ポロといっしょ (4) 	
2	<ul style="list-style-type: none"> 安全点検 (備品含む) 学校安全, 防災に関する評価と反省 	<ul style="list-style-type: none"> 世界の家のつくりについて考えよう (3国) 事故や事件からくらしを守る (3社) じしゃくにつけよう (3理) 調べたことをほうこくしよう (4国) わたしたちの生活と森林 (5社) 人と環境 (6理) 	<ul style="list-style-type: none"> いのちがあってよかった (1) おじいちゃん, おばあちゃん, 見ていてね (3) 一本松は語った (5) 東京大空襲の中で (6) 	
3	<ul style="list-style-type: none"> 安全点検 	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害を防ぐ (5社) 		<ul style="list-style-type: none"> 災害を教訓とした災害への備え 春休みの過ごし方

I-3 教職員の動員体制

※参考資料：大崎市教育委員会「非常配備に関する一般の基準に基づく職員配置」

(1) 警戒配備（0号配備）

配備発令基準 (1) 市域に震度4を記録したとき (2) 市域に次の警報の1つ以上が発表されたとき ① 大雨警報 ② 暴風雪警報 ③ 大雪警報 ④ 洪水警報 ⑤ 暴風警報 (3) 市域に異常な状況が発生し危機管理監が必要と認めたとき					
本部設置 ●本部設置なし ・関係のある所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制。					
本部長（校長）・教頭		主幹教諭（教務主任）		教職員	
勤務時間内 ・配備につく。 ・情報収集を指示する。（気象情報、警報、通学路や地域の様子等） ・気象情報等を確認し、下校を含めた安全対策を検討する。	勤務時間外 ・自宅待機。 ・必要に応じて対応する。	勤務時間内 ・配備につく、通学路や地域の様子を確認するなど、情報収集に当たる。 ・校長の指示を受け、児童の下校を含めた安全対策を保護者に知らせる。	勤務時間外 ・自宅待機。 ・必要に応じて対応する。	勤務時間内 ・情報を確認する。 ・通常の活動を行う。 ・校長の指示を受け、児童に安全指導を行い下校させる。	勤務時間外 ・必要に応じて対応する。

(2) 特別警戒配備（1号配備）

配備発令基準 (1) 市域に震度5弱を記録したとき (2) 市域に上記の警報の1つ以上が発表され、広範囲にわたる災害が予想されるとき、又は局地的な災害が発生したとき (3) 災害の状況により副市長が必要と認めたとき					
本部設置 ●警戒本部設置 （校長または教頭、必要に応じて主幹教諭、教務・研究・安全主任、学区内職員） ・災害対策関係の職員をもって災害応急活動及び情報収集、連絡活動等が円滑に実施できる体制。 ・事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制。					
本部長（校長）・教頭		主幹教諭（防災主任）		教職員	
勤務時間内 ・直ちに配備につく。	勤務時間外 ・原則としていずれかの管理職が配置につく。	勤務時間内 ・直ちに配置につく。	勤務時間外 ・管理職の動員が困難な場合は配置につく。	勤務時間内 ・あらかじめ定められた配備につく。	勤務時間外 ・必要に応じて対応する。
地震					
・児童の安全確認や施設破損状況を確認させる。	・夜間、退庁後に震度4の地震が発生した場合は翌朝に施設・設備の点検を行い午前7時30分までに教育委員会に報告する。 ・異常発報や通報があった場合は速やかに所定の行動をとる。	・児童の安全確認を行い、施設破損状況を確認する。	・災害の情報、状況を確認し、必要に応じて対応する。	・児童を安全に避難させ、施設破損状況を確認する。	・必要に応じて対応する。
その他の災害					
・気象情報等を確認し、下校を含めた安全対策を検討し、指示を出す。	・午前6時まで出勤し、学校や通学路、地域の様子を確認し、登校を含めた安全対策を検討し、指示を出す。	・校長の指示を受け、児童の下校を含めた安全対策を保護者に知らせる。	・午前6時まで出勤し、学校や通学路、地域の様子を確認し対応する。 ・校長の指示を受け、登校を含めた安全対策を保護者に知らせる。	・校長の指示を受け、児童に安全指導を行い下校させる。	・教務、副教務、安全主任、学区内職員は、午前6時まで出勤し、学校や通学路、地域の様子を確認し対応する。
◆教育委員会へ報告する。					

(3) 第1非常配備 (2号配備)

<p>配備発令基準</p> <p>(1) 市域に震度5強を記録し局地災害が発生した場合、若しくは発生することが予想される時 (2) 数地域に災害が発生したとき若しくは災害が拡大するおそれが予想される時 (3) はん濫警戒情報が発令されたとき、又は避難判断水位(水防法第13条で規定する特別警戒水位)を超過すると予想される時 (4) 災害の状況により市長が必要と認めたとき</p>	<p>本部設置</p> <p>●災害の状況に応じて災害対策本部を設置(原則として全職員動員) ・人員を大幅に増員し、災害応急対策が円滑に行える体制。 ・夜間休日等の勤務時間外の震災時においては、緊急初動隊が初動措置を行う。 ・事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制</p>				
<p>本部長(校長)・教頭</p>		<p>主幹教諭(防災主任)</p>		<p>教職員</p>	
<p>勤務時間内</p> <p>・直ちに配備につく。</p> <p>地震</p> <p>・迅速に避難誘導させる(避難指示)。</p> <p>その他災害</p> <p>・気象、交通情報等を確認し、授業打ち切りや下校を含めた安全対策を検討する。</p> <p>◆避難者の対応について防災担当課、教育委員会へ報告する。</p>	<p>勤務時間外</p> <p>・直ちに学校での配備につく。 ・災害の情報、状況を確認し、必要に応じた対応を指示する。 (児童の安否確認、施設の破損状況確認、登校の判断等)</p> <p>◆教育委員会へ報告する。</p>	<p>勤務時間内</p> <p>・直ちに配備につく。 ・児童の避難の誘導をする。 ・情報収集する。 (気象情報、警報) ・教職員への周知徹底を図る。 ・全職員の業務を適確に指示し、迅速に対応できるようにする。</p>	<p>勤務時間外</p> <p>・直ちに学校での配備につく。 ・校長から指示を受けた内容を全教職員に周知する。 (児童の安否確認、登校判断) ・避難してきた地域の方への対応をする。</p>	<p>勤務時間内</p> <p>・児童を避難させ、保護者へ児童を引き渡す。 ・あらかじめ定められた配備につく。 ・校長からの指示を受け、担当業務に当たる。</p>	<p>勤務時間外</p> <p>・直ちに学校での配備につく。 ・学校や通学路地域の様子を確認し対応する。 ・児童の安否確認を行う。</p>

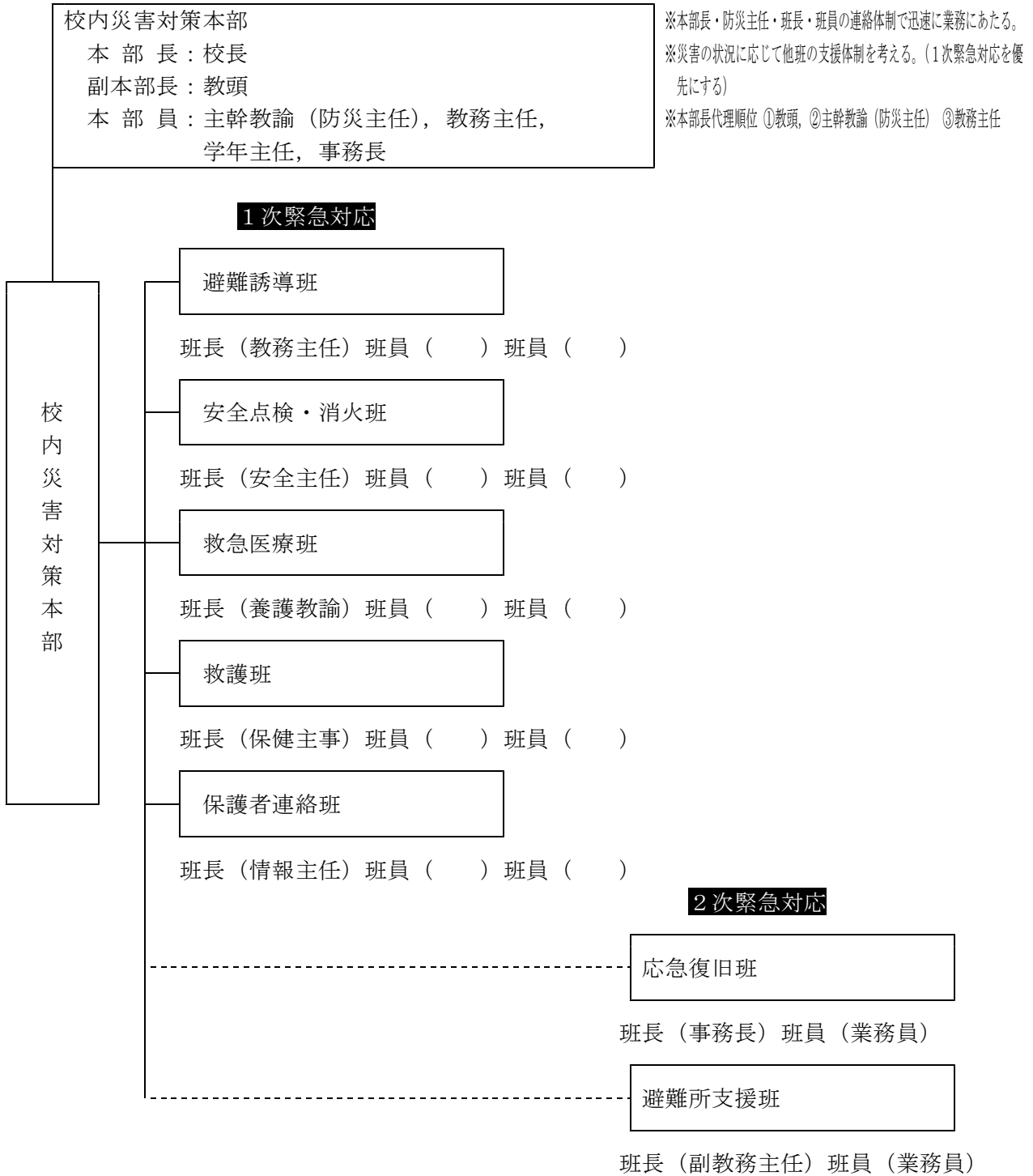
(4) 第2非常配備 (3号配備)

<p>配備発令基準</p> <p>(1) 市域に震度6弱以上を記録したとき (2) 市域内に激甚な災害が発生したとき (3) 市内全域に災害の発生するおそれがある場合又は全域でなくとも被害が特に甚大と予想される場合など災害の状況により市長が必要と認めたとき</p>	<p>本部設置</p> <p>●災害対策本部自動設置(原則として全職員動員:自動発令) ・組織、機能の全てをもって、大規模な災害に対して応急対策が円滑に行える体制。 ・夜間休日等の勤務時間外の震災時においては、緊急初動隊が初動措置を行う。</p>				
<p>本部長(校長)・教頭</p>		<p>主幹教諭(防災主任)</p>		<p>教職員</p>	
<p>勤務時間内</p> <p>・直ちに配備につく。</p> <p>地震</p> <p>・迅速に避難誘導させる(避難指示)。</p> <p>その他災害</p> <p>・気象、交通情報等を確認し、授業打ち切りや下校を含めた安全対策を検討する。</p> <p>◆避難者の対応について防災担当課、教育委員会へ報告する。</p>	<p>勤務時間外</p> <p>・直ちに学校での配備につく。 ・災害の情報、状況を確認し、必要に応じた対応を指示する。 (児童の安否確認、施設の破損状況確認、登校の判断等)</p> <p>◆防災担当課、教育委員会へ報告する。</p>	<p>勤務時間内</p> <p>・直ちに配備につく。 ・児童の避難の誘導をする(放送、メガホン等)。 ・一次、二次、三次避難場所の安全確認をする。 ・校長の指示で二次、三次避難場所への避難誘導をする。 ・情報の収集(気象情報、警報)と教職員への周知徹底をする。 ・全職員の業務を適確に指示し、迅速に対応できるようにする。</p>	<p>勤務時間外</p> <p>・直ちに学校での配備につく。 ・校長から指示を受けた内容を全教職員に周知する。 (児童の安否確認、登校判断) ・校長の指示を受け、避難所開設の準備をする。</p>	<p>勤務時間内</p> <p>・児童を避難させ、保護者へ児童を引き渡す。 ・あらかじめ定められた配備につく。 ・校長からの指示を受け、担当業務に当たる。</p> <p>業務員は、避難所の開設・運営に協力する。</p>	<p>勤務時間外</p> <p>・直ちに学校での配備につく。 ・学校や通学路地域の様子を確認し対応する。 ・児童の安否確認を行う。</p>

I-4 校内災害本部組織と業務内容

震災の規模や被害状況等を踏まえ、学校園災害対策本部（以下「本部」）を設置し、迅速かつ組織的に災害対応に当たる。

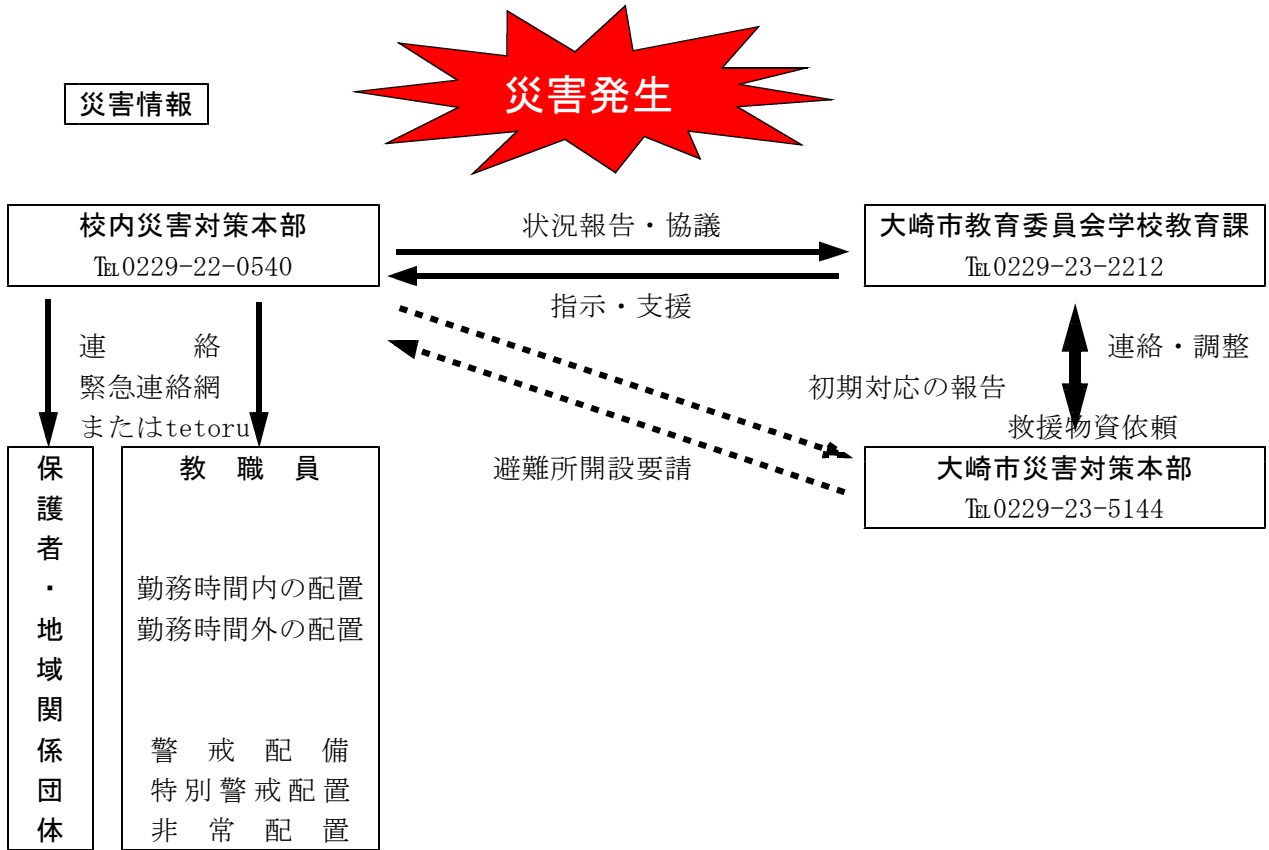
(1) 基本編成図



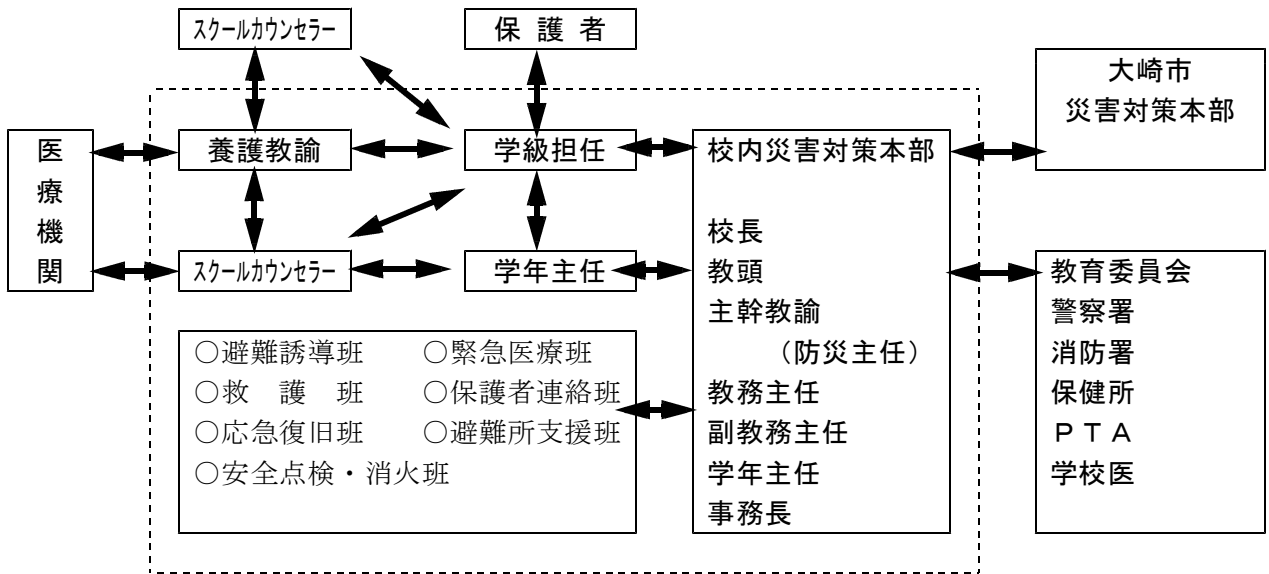
(2) 各班の業務内容

班 名	業 務 内 容	主な必要物品
本部	<ul style="list-style-type: none"> ○校内放送等による連絡や指示 ○応急（緊急）対応の決定 ○各班との連絡調整 ○教育委員会，市町村災害対策本部，PTA等との連絡調整・報告 ○情報収集（気象，災害，交通情報等） ○非常持ち出し品の搬出 ○報道機関との連絡・対応 	拡声器，メガホン ホイッスル 無線機(トランシーバー) ラジオ 懐中電灯 乾電池（各種） 点呼表（学年毎） 在校児童確認表
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○揺れがおさまった直後の安否確認 ○負傷状況の把握と本部への報告 ○安全な避難経路を確認しての避難誘導 ○行方不明の児童生徒等，教職員を本部に報告 	拡声器，メガホン ホイッスル 強力ライト
安全点検・消火班	<ul style="list-style-type: none"> ○火災が発生した場合の初期消火 ○被害状況の確認 ○校舎，その他施設の被害程度の調査と本部への報告 ○初期消火の必要がない場合は，避難誘導，救護等の他班を支援する。 	消火器 防煙マスク 安全点検表
救急医療班	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急医薬品，担架の持ち出し（AED 含む） ○負傷者の応急手当 ○救護所の設営（保健室が使えない状況を想定） ○医療機関への搬送・連絡 	医薬品 担架 毛布 簡易テント，シート
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者の救出，救命 ○負傷者，危険箇所等の通報 ○「心のケア」の実施 	担架 毛布 バール，スコップ等
保護者連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ○一斉メール配信，電話連絡網での対応 ○地域防災無線，地域コミュニティを活用しての連絡 ○引き渡し対応の事前の取り決め ○引き渡し場所の指定 ○児童生徒等の引き渡し作業（カード利用） 	在校児童等確認表 引き渡しカード
応急復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の把握 ○ライフライン被害状況の把握と本部への報告 ○危険箇所の応急処置 ○「立入禁止」「使用禁止」等の表示 	トラロープ 各種表示 各種工具
避難所支援班	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村防災担当課と連携しての支援 	救援物資については市町村災害担当課で準備する。 放送機材，カラーコーン，各種表示，腕章，ベスト

I - 5 情報連絡体制図



学校組織（校内災害対策本部）



Ⅱ－１ 大地震発生後、浸水被害が予想される場合の対応と校舎２階以上への避難誘導

(１) 在校時の発生

☆教職員の行動 ★児童等への対応

<p>地震発生</p>	<p>洪水警報中（江合川が氾濫のおそれがある場合）に、宮城県沖を震源とし、県内各地で震度６弱以上の地震を想定した場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成23年東北地方太平洋沖地震から <仙台市宮城野区五輪の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・体感できる初期微動（P波）から小刻みな揺れが十数秒程度続き、その後、震度４以上最大震度６弱の揺れが断続的に３分弱続いた。揺れが収まりきらないうちに大きな余震が発生。 ・緊急地震速報と同時に揺れが強まっていった（報知からS波到達まで約１５秒） </div> <p style="text-align: center;">※ 数秒後に停電し、校内放送ができない状況</p>
<p>安全確保・安全点検</p>	<p>教職員</p> <p>☆指定職員（複数）は、ハンドマイク、メガホン等で避難行動を指示する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地震です。教室にいる人は、すぐに机の下にもぐりなさい。机の脚をしっかりと持ちなさい。教室以外にいる人は、落下物に注意しなさい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ★休み時間等で、児童生徒等から離れている場合は、揺れがおさまった後、直ちに児童生徒等がいる場所へ移動し、指導する。 ☆火気を使用中であれば、揺れがおさまってからあわてずに火の始末をする。 ★落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るようにさせる。 ★壁や窓から離れ、壁、窓に背を向け不要ささせる。 ★頭部を保護するため、机の下にもぐらせ、机の脚をしっかりと持たせる。 ★安心させるような声を掛け続ける。 <p>☆指定職員（安全点検・消火班）は、揺れがおさまりしだい、出入り口の開放、負傷者の確認、火災が発生した場合は初期消火を行う。</p> <p>☆指定職員（避難誘導班）は、避難経路の安全確認をする。</p> <p>☆指定職員（安全点検・消火班）は、ガスの元栓の閉鎖、火の元の確認をする。</p> <p>☆指定職員は、化学薬品や石油類の危険の状態を確認する。</p> <p>★指定職員（救急医療班）は、手当の必要な負傷者に応急手当を行う。</p> <p>児童</p> <p>○「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ避難する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 【教室】机の下にもぐり、落下物等から身を守る。 【廊下】壁、窓から離れ、蛍光灯やガラス等からの落下物から身を守る。 【体育館】安全な場所へ移動し、天板、天井灯の落下に注意する。 【校庭】落下物、倒壊の危険性のあるものから離れ、中央部分に避難する。
<p>情報収集・避難の指示</p>	<p>本部長（校長）</p> <p>情報収集とともに安全な場所に避難の指示をする。</p> <p>☆江合川の氾濫が予想される場合は、校舎２階以上への避難誘導を判断する。</p> <p>☆悪天候（強風雨、低温等）や、地割れ、土砂崩れ、液状化現象などで、避難場所や避難経路が危険な場合は、最も安全な場所を決定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地震はおさまりましたが、洪水の心配があります。先生の指示に従って１年生と特別支援学級は３階（音楽室、ろう下）に慌てず避難しなさい。２年生以上は先生の指示に従って教室で待機しなさい。</p> </div> <p>☆指定職員（本部）は、ラジオ、スマートフォン、インターネット、防災無線等により、震源地、震度、津波、洪水等に関する情報を収集する。</p> <p>☆江合川氾濫に関する情報を確認する。</p> <p>※古川第二小学校は、「おおさき防災マップ」によると２～５mの浸水地域になっている。</p>
<p>避難</p>	<p>教職員</p> <p>★逃げ遅れることがないように避難前に人員を確認する。</p>

<p>・ 誘 導</p>	<p>★落下物，足下に注意し，頭部を保護するように指示する。 ★自力で避難できない児童は，指定職員が介助して避難させる。 ★児童生徒の不安を緩和するように落ち着いて声掛けをする。 ☆指定職員(本部)は，非常持出袋を搬出して避難する。 ※必要な帳簿類は3階現学び支援室2（旧PC室）に搬出する。 ☆指定職員(本部)は，ラジオ，防災行政無線等により，最新の情報収集に努める。 ★校舎2階が危険と判断した（校舎2階までの浸水が予想される）場合は，3階や屋上のより高い安全な避難場所に誘導する。 （第二避難場所：校舎3階 第三避難場所：校舎屋上） ☆保護者，地域住民が避難してきた場合は，一緒に避難する。 児 童 ○教職員の指示に従い，迅速に行動する。 ○児童生徒等同士が，協力しながら避難する。</p>
<p>安 否 確 認</p>	<p>教職員 ★指定職員(本部)の指示で，クラス毎に整列させる。 ☆名簿によりクラス毎の人数と負傷者の人数を確認し，本部に報告する。 担任→ 学年主任→教頭→本部長（校長） ☆指定職員(避難誘導班)は，安否確認ができない児童生徒等の捜索を行う。 ★指定職員(救急医療班)は，負傷者の確認とけが人に対して応急手当を行う。 ☆指定職員(救急医療班)は，必要に応じて医療機関との連携を図る。</p>
<p>災 害 説 本 置 部</p>	<p>☆本部長（校長），教頭，防災主任の指示により，各業務に当たる。 ※本部は，3階学び支援室2（旧PC室）とする。</p>
<p>避 難 場 所 で の 待 機</p>	<p>本部長（校長）・教職員 ★避難解除，洪水警報等が解除されるまで待機させる。 ★避難場所での待機は，長時間になることを意識させ，児童生徒等の体調管理，心理面のサポートにあたる。(避難場所が屋内の場合と屋外の場合を想定) ☆必要に応じて避難住民の対応に当たる。 ☆本部長の指示に従って，各業務に当たる。 児 童 ○児童生徒等同士，励まし，助け合う。</p>
<p>事 後 の 対 応 措 置</p>	<p>教職員 ☆指定職員(本部)は，児童生徒等・教職員の被害状況や施設の状態等を市町村教育委員会に報告し，必要に応じて支援要請を行う。 ☆災害の状況，今後の対応について保護者に知らせる。(引き渡しを含め) ★欠席児童生徒等の安否を確認する。 ☆指定職員(本部)は，学校の施設・設備の点検，必要に応じて通学路の安全点検を行う。</p>

※市町村で指定する避難所等については，専ら避難生活を送る避難所と緊急に避難する避難場所があるので，相違に留意すること。

(2) 登下校時の発生

☆教職員の行動 ★児童等への対応

地震発生	洪水警報中（江合川が氾濫のおそれがある場合）に、宮城県沖を震源とし、県内各地で震度6弱以上の地震を想定した場合 児童等の安全確保を最優とする。 ※停電，断水，公共交通機関がストップ，信号機も作動しない状況等
安全確保・情報収集	教職員 ★学校にいる児童等の安全確保・点検等は，在校時の対応を基本とする。 ☆指定職員は，震源地，震度，津波等に関する最新の情報収集に努める。 ★安全な場所に避難させる。（出勤途中，帰宅途中も含め） ★状況によって登下校途中の児童生徒等の保護，安全な場所への誘導を行う。 児童 ○建物からの落下物，ブロック塀の倒壊等を逃れるために，頭部を保護し，安全な場所で姿勢を低くする。「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所 ○危険な場所から速やかに遠ざかるようにする。（がけ崩れが起きそうな場所や川岸，橋の上やガス漏れ箇所など） ※洪水被害が心配される沿岸部では，強い揺れ，長い時間ゆっくりとした揺れを感じたり，防災行政無線等で津波に関する情報があつた場合は，自らの判断で安全な場所に避難する。（避難確認カードの場所等）
避難・誘導	教職員 ★学校にいる児童生徒等の避難，在校時の対応を基本とする。 ★安否確認，状況によって登下校途中の児童の保護活動を行う。 児童 ○洪水被害が心配される地域部では，あらかじめ定めている安全な場所へ急いで避難する。（高台，2階以上の屋内） ○最初の場所が危険と判断したらより安全な場所へ移動し，洪水警報等が解除されるなど洪水の心配がなくなるまで戻らない。 ○児童同士が協力しながら避難する。
災害説明本置部	本部長（校長）・教職員 ☆本部長（校長），教頭，主幹教諭（防災主任）の指示により，各業務に当たる。 ※本部は，3階学び支援室2（旧PC室）とする。 ☆必要に応じて避難住民の対応に当たる。
安否確認	教職員 ★学校に避難した児童の安否確認は，在校時の対応を基本とする。 ☆避難解除，洪水警報等が解除されるまで待機する。 ★電話，配信メール，災害用伝言ダイヤル，家庭訪問，避難所巡回等で所在，安否を確認する。（避難確認カードを参考にする。）
被害状況確認	教職員 ☆避難解除，洪水警報等が解除された後，施設，通学園路等の被害状況を確認し，本部に報告する。
事後の対応措置	教職員 ☆指定職員（本部）は，児童生徒等・教職員の被害状況や施設の状況等を市町村教育委員会に報告し，必要に応じて支援要請を行う。 ☆災害の状況，今後の対応について保護者に知らせる。（引き渡しを含め） ☆指定職員（本部）は，学校の施設・設備の点検，必要に応じて通学園路の安全点検を行う。

(3) 校外活動時の発生（学年行事中の発生）

☆教職員の行動 ★児童等への対応

地震発生	洪水警報中（江合川が氾濫のおそれがある場合）に、宮城県沖を震源とし、県内各地で震度6弱以上の地震を想定した場合 児童等の安全確保を最優とする。
安全確保・情報収集	教職員 ★落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守るようにさせる。（指定職員） ☆指定職員は、震源地、震度、津波等に関する最新の情報収集に努める。 ★班別行動(学習)中に地震が発生した場合は、指定職員が安否の確認と、状況によって保護活動を行う。 ※津波被害が心配される沿岸部、江合川氾濫が心配される地域では、ラジオや防災行政無線、スマートフォンなどで最新の情報収集に努める。 ※強い揺れや長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は津波警報や洪水警報などの発表を待たず、すぐに避難する。情報は避難先で確認。 児童 ○「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ避難する。 ○教職員の指示をよく聞き、慌てないで行動する。 ○頭部を保護し、安全な場所で姿勢を低くする。 ○交通機関(公共交通機関も含む)を利用している場合は、乗務員の指示、放送等による指示、誘導に従うようにする。
避難・誘導	教職員 ★安全な場所への避難を判断し、児童生徒等の避難を誘導する。 ☆避難後、状況を学校に連絡する。（携帯電話、メール等） 児童 ○教職員の指示に従い、迅速行動する。 ○教職員が近くにいない場合は、安全な場所に急いで避難する。（津波や洪水被害が想定される場所では高台、頑丈な高い建物等に避難する。） ○最初の場所が危険と判断したら、より安全な場所に移動し、津波警報等が解除されるなど津波の心配がなくなるまで戻らない。
安否確認	教職員 ☆避難解除、津波警報や洪水警報等が解除されるまで待機する。 ★各種連絡方法、避難場所を回り、所在、安否を確認する。（関係機関との連携）
災害 説明 本部	☆本部長（校長）、教頭、主幹教諭（防災主任）の指示により、各業務に当たる。
事後 の 対応 措置	教職員 ☆指定職員は、被害の状況、児童生徒等、教職員の安否状況等を学校に連絡し、必要に応じて支援要請を行う。 ☆指定職員は災害の状況、今後の対応について、保護者に知らせる。

(4) 学校施設等活用事業時の発生（スポーツ少年団活動等学校施設開放中の発生）

☆事業運営者の行動 ★児童等への対応

地震発生	<p>洪水警報中（江合川が氾濫のおそれがある場合）に、宮城県沖を震源とし、県内各地で震度6弱以上の地震を想定した場合 児童等の安全確保を最優とする。 ※数秒後に停電し、校内放送ができない状況</p>
安全確保・安全点検	<p>事業運営者（施設利用責任者）は教職員と連携して対応する。 事業運営者 ★指定職員は、ハンドマイク、メガホン等で避難行動をさせる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>地震です。教室にいる人は、すぐに机の下にもぐりなさい。机の脚をしっかりと持ちなさい。教室以外にいる人は、落下物に注意しなさい。</p> </div> ★落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るようにさせる。 ★壁や窓から離れ、壁、窓を背にしないようにさせる。 ★頭部を保護させる、机の下にもぐらせ、机の脚をしっかりと持たせる。 ★安心させるような声をかけ続ける。 ☆揺れが収まりしだい、出入り口の開放、負傷者の確認、火災が発生した場合は初期消火を行う。 児童 ○「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所を探す 【校庭】落下物、倒壊の危険性のあるものから離れ、中央部分に避難する。 【体育館】安全場所に移動し姿勢を低くする。天板、天井灯の落下に注意する。 【教室】机の下にもぐり、落下物等から身を守る。 【廊下】壁、窓から離れ、蛍光灯やガラス等からの落下物から身を守る。</p>
情報収集・避難の指示	<p>事業運営者 ★情報収集とともに安全な場所に避難の指示をする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（例）地震はおさまりましたが、洪水の心配があります。先生の指示に従って体育館または校舎3階（音楽室と5年少人数教室）に慌てず避難しなさい。</p> </div> ☆指定職員（本部）は、ラジオ、スマートフォン、インターネット、防災無線等により、震源地、震度、津波、洪水等に関する情報を収集する。 ☆江合川氾濫に関する情報を確認する。 ※古川第二小学校は、「おおさき防災マップ」によると2～5mの浸水地域になっている。 ☆浸水地域では、洪水被害を想定した避難場所への誘導を判断する。 ☆悪天候（強風雨、低温等）や、地割れ、土砂崩れ、液状化現象などで、避難場所や避難経路が危険な場合は、最も安全な避難場所を決定する。 ★避難時間が確保できる場合、校地外の高台等へ避難させる。 ★避難時間がない場合は、校舎2階以上等へ避難させる。</p>
避難・誘導	<p>事業運営者 ★落下物、足下に注意し、頭部を保護するように指示する。 ★自力で避難できない児童生徒は、指定職員が介助して避難させる。 ★児童の不安を緩和するように落ち着いて声掛けをする。 ☆指定職員は、非常持出袋を搬出して避難する。 ☆指定職員は、ラジオ、地域防災無線等により、常に情報収集する。 ★第一避難場所が危険と判断した場合は、より安全な避難場所に誘導する。 ★教職員と連携を図り、安全に素早く誘導する。 児童 ○事業運営者の指示に従い、迅速に行動する。 ○児童同士が協力しながら避難する。</p>

安否確認	<p>事業運営者</p> <ul style="list-style-type: none"> ★当日の参加名簿で、人数と負傷者を確認する。 ★指定職員は、安否確認ができない児童の捜索を行う。 ★指定職員は、負傷者の確認とけが人に対して応急手当を行う。 ★指定職員は、必要に応じて医療機関との連携を図る。
災害 説明 部	<p>事業運営者・教職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆本部長（校長）の指示により、各業務に当たる。 ★児童の安否確認を最優先にする。 ☆指定職員は、震源地、震度、津波等に関する情報を収集する。
避難 の難 待場 機所	<p>事業運営者・教職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ★避難解除、洪水警報等が解除されるまで待機させる。 ★避難場所での待機は、長時間になることを意識させ、児童の体調管理、心理面のサポートにあたる。（避難場所が屋内の場合と屋外の場合） ☆本部の指示に従って、各業務に当たる。 <p>児 童</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童同士、励まし、助け合う。
事後 の 対 応 措 置	<p>事業運営者・教職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆指定職員は、被害の状況、児童生徒等、教職員の安否状況等を学校に連絡し、必要に応じて支援要請を行う。 ☆指定職員は災害の状況、今後の対応について、保護者に知らせる。

(5) 在宅時の発生（休日・夜間）

☆教職員の行動 ★児童等への対応

地震発生	洪水警報中（江合川が氾濫のおそれがある場合）に、宮城県沖を震源とし、県内各地で震度6弱以上の地震を想定した場合 管理職はもとより、教職員は宮城県教育委員会災害対策基本要領警戒配備の発令基準、各市教育委員会災害対策配備基準等に基づいて、配備につく。
災害 説明 部署	本部長（校長）・教職員 ☆本部長（校長）、教頭、主幹教諭（防災主任）の指示により、各業務に当たる。 ※本部は、3階PC室とする。 ※自らが被災し、家族、家屋が被災するなどの状況では、配備に時間がかかることがある。（自らの安全を確保した上で校務にあたる） ※洪水警報等が発表中（江合川氾濫が心配される場合）は、学校を含め避難区域には立ち入らない。
安 否 確 認	教職員 ☆避難解除、洪水警報等が解除されるまで待機する。 ★各種連絡方法（電話、配信メール、災害用伝言ダイヤル等）、家庭訪問、避難場所等を回り、児童生徒等及び家族、教職員の所在、安否を確認する。 ☆関係機関、地域と連携する。 児 童 ○安全を確保した上で、できるだけ早く学校に連絡する。（安否、所在、家族の被災状況、けが状況等）
被 の害 確 認 状 況	教職員 ☆避難解除、洪水警報等が解除された後、施設、通学園路等の被害状況を確認し、本部に報告する。
事 後 の 対 応 措 置	教職員 ☆指定職員（本部）は、児童・教職員の被害状況や施設の状態等を市町村教育委員会に連絡し、必要に応じて支援要請を行う。 ☆災害の状況、今後の対応について、保護者に知らせる。 ☆洪水警報等が解除された後、指定職員（本部）は、学校の施設・設備の点検、必要に応じて通学園路の安全点検を行う。

II-2 地震発生時の対応と避難誘導（洪水被害が想定されない場合）

(1) 在校時の発生

☆教職員の行動 ★児童等への対応

地震発生	<p>宮城県沖を震源とし、県内各地で震度5強の地震を想定した場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・体感できる初期微動（P波）から小刻みな揺れが十数秒程度続き、その後、震度5弱以上の揺れが30秒程度続く（主な揺れが始まってから1分程度）。 ・緊急地震速報から10秒後に揺れが襲う。 </div> <p style="text-align: center;">※ 停電した場合はP12の行動に移る。</p>
安全確保・安全点検	<p>教職員</p> <p>☆校内放送により一斉放送を行う。（指定職員）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地震です。教室にいる人は、すぐに机の下にもぐりなさい。机の脚をしっかりと持ちなさい。教室以外にいる人は、落下物に注意しなさい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ★休み時間等で、児童から離れている場合は、揺れがおさまった後、直ちに児童がいる場所へ移動し、指導する。 ☆火気の使用中であれば、揺れがおさまってからあわてずに火の始末をする。 ★落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守らせる。 ★壁や窓から離れ、壁、窓に背を向け不要ささせる。 ★頭部を保護するため、机の下にもぐらせ、机の脚をしっかりと持たせる。 ★安心させるような声を掛け続ける。 ☆指定職員(安全点検・消火班)は、揺れがおさまりました、出入り口の開放、負傷者の確認、火災が発生した場合は初期消火を行う。 ☆指定職員(避難誘導班)は、避難経路の安全確認をする。 ☆指定職員(安全点検・消火班)は、ガスの元栓の閉鎖、火の元の確認をする。 ☆指定職員は、化学薬品や石油類の危険物の状態を確認する。 ★指定職員(救急医療班)は、手当の必要な負傷者に応急手当を行う。 <p>児童</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ避難する。 【教室】机の下にもぐり、落下物等から身を守る。 【廊下】壁、窓から離れ、蛍光灯やガラス等からの落下物から身を守る。 【体育館】安全な場所へ移動し、天板、天井灯の落下に注意する。 【校園庭】落下物、倒壊の危険性のあるものから離れ、中央部分に避難する。
情報収集	<p>本部長（校長）</p> <p>情報収集とともに安全な場所に避難の指示をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆指定職員(本部)は、スマートフォン、ラジオ、インターネット、防災行政無線等により、震源地、震度、津波等に関する最新の情報収集をする。 ☆悪天候（強風雨、低温等）や地割れ、土砂崩れ、液状化現象などで、避難場所や避難経路が危険な場合は、最も安全な場所を決定する。
避難の指示	<p>本部長（校長）</p> <p>☆校内放送により一斉放送を行う。（指定職員）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地震はおさまりましたが、余震の心配があります。先生の指示に従って、慌てず、校庭へ避難しなさい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ☆悪天候（強風雨、低温等）や、地割れ、土砂崩れ、液状化現象などで、避難場所や避難経路が危険な場合は、最も安全な場所を指示する。
避難誘導	<p>教職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ★落下物、足下に注意し、頭部を保護させる。 ★避難前に人員を確認し、逃げ遅れることがないように指示する。 ★自力で避難できない児童は、指定職員(避難誘導班)が介助して避難させる。 ★児童の不安を緩和するように、落ち着いて声掛けする。 ☆指定職員(本部)は、非常持出袋を搬出して避難する。

	<p>☆指定職員(本部)は、テレビ、ラジオ等により情報収集する。</p> <p>☆保護者、地域住民が避難してきた場合は、一緒に避難する。</p> <p>児童</p> <p>○「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」の約束に従い行動する。</p>
安否確認	<p>教職員</p> <p>★指定職員(本部)の指示で、クラス毎に整列させる。</p> <p>☆名簿によりクラス毎の人数と負傷者の人数を確認し、本部に報告する。</p> <p>担任→学年主任→教頭→本部長(校長)</p> <p>☆指定職員(避難誘導班)は、安否確認ができない児童の捜索を行う。</p> <p>★指定職員(救急医療班)は、負傷者の確認とけが人に対して応急手当を行う。</p> <p>☆指定職員(救急医療班)は、必要に応じて医療機関との連携を図る。</p>
災害説明本置部	<p>☆本部長(校長)、教頭、主幹教諭(防災主任)の指示により、各業務に当たる。</p> <p>☆必要に応じて避難住民の対応に当たる。</p>
被害状況の確認	<p>☆指定職員(応急復旧班)は、施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。</p> <p>☆危険箇所があった場合は、立入禁止措置を行う。(張り紙、ロープ等)</p> <p>☆指定職員(応急復旧班)は、危険箇所の応急措置を行う。</p> <p>★第一次避難場所が危険な場合は、第二次避難場所に誘導する。</p> <p>★校舎等の安全を確認した後、児童を校舎内に移動させる。</p>
事後の対応措置	<p>本部長(校長)</p> <p>☆本部で、被害状況を総合的に判断し、授業再開、下校の判断(児童引渡し、集団下校、一斉下校いずれかの措置)について、指定職員により、保護者へ連絡する。</p> <p>☆対応措置について、所管教育委員会に報告する。(協議する)</p> <p>教職員</p> <p>☆指定職員は、保護者へ連絡をする。(一斉メール配信、電話、緊急連絡網等)</p> <p>※電話、メールが使用できない場合を想定し、連絡方法について事前に文書等で取り決めておく。</p>

(2) 登下校時の発生

☆教職員の行動 ★児童等への対応

地震発生	宮城県沖を震源とし、県内各地で震度5強の地震を想定した場合 ※児童の安全確保を最優先とする。
安全確保・情報収集	教職員 ★安全な場所に避難させる。(出勤途中、帰宅途中も含め) ★学校にいる児童には、校内放送等により、落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守る。(指定職員) 避難誘導等については、在校時の対応を基本とする。 ☆指定職員は、震源地、震度、津波等に関する最新の情報収集に努める。 ★安否確認、状況によって登下校途中の児童の保護活動を行う。 児童 ○建物からの落下物、ブロック塀の倒壊等を逃れるために、頭部を保護し、安全な場所で姿勢を低くする。「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所 ○危険な場所から速やかに遠ざかるようにする。(がけ崩れが起きそうな場所や川岸、橋の上やガス漏れ箇所など)
災害説明本置部	被災状況・各種情報を総合的に判断し、学校災害対策本部を設置する。 本部長(校長)・教職員 ☆本部長、教頭(副校長)、主幹教諭(防災主任)の指示により、各業務に当たる。 ★児童の安否確認を最優先にする。 ☆指定職員(本部)は、震源地、震度、津波等に関する情報を収集する。
安否確認	教職員 ★学校に避難した児童の安否確認は、在校時の対応を基本とする。 ★指定職員は、児童生徒等の所在を確認する。(登校している、していない) ☆保護者へ連絡をする。(一斉メール配信、電話、緊急連絡網等) ★必要に応じて、通学園路、避難場所を回り、安否を確認する。
被害状況確認	教職員 ☆指定職員(応急復旧班)は、施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。 ☆危険箇所があった場合は、立入禁止措置を行う。(張り紙、ロープ等) ☆指定職員(応急復旧班)は、危険箇所の応措置を行う。
事後の対応措置	本部長(校長) ☆児童全員の安否確認後、授業実施、休校措置と、登校している児童生徒等の下校方法、保護者への引き渡し、学校での保護措置等について、保護者へ連絡させる。 ☆対応措置について、所管教育委員会に報告する。(協議する) 教職員 ☆指定職員は、保護者へ連絡をする。(一斉メール配信、電話、緊急連絡網等) 電話、メールが使用できない場合を想定し、連絡方法について事前に文書等で対応を取り決めておく。

(3) 校外活動時の発生（学年行事中の発生）

☆教職員の行動 ★児童等への対応

地震発生	<p>宮城県沖を震源とし、県内各地で震度5強の地震を想定した場合 ※児童の安全確保を最優先とする。</p>
安全確保・情報収集	<p>教職員 ★落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守らせる。(指定職員) ☆指定職員は、震源地、震度、津波等に関する最新の情報収集に努める。 ★班別行動(学習)中に地震が発生した場合は、指定職員は安否の確認と、状況によって保護活動を行う。 ※津波被害が心配される沿岸部では、ラジオや防災行政無線などで情報を常に収集し、避難、待機等を判断する。 ※強い揺れや長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は津波警報などの発表を待たずに避難する。</p> <p>児童 ○「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ避難する。 ○教職員の指示をよく聞き、慌てないで行動する。 ○頭部を保護し、安全な場所で姿勢を低くする。 ○交通機関(公共交通機関も含む)を利用している場合は、乗務員の指示、放送等による指示、誘導に従うようにする。</p>
安否確認	<p>教職員 ★指定職員は、児童の所在を確認する。 ★必要に応じて、活動場所を巡回し、安否を確認する。</p> <p>児童 ○指定された緊急連絡先(教員の携帯電話等)へ連絡する。(班の代表者)</p>
災害説本置部	<p>☆本部長(校長)、教頭、主幹教諭(防災主任)の指示により、各業務に当たる。</p>
事後の対応措置	<p>教職員 ☆指定職員は被害の状況、児童生徒等、教職員の安否状況等を学校園に連絡しながら対応する。 (復路の状況把握指示、帰校園方法、帰校園時刻の指示) ★全員の安否確認後、活動継続の可否を判断し、児童生徒等に伝える。 ☆指定職員は、必要に応じて保護者へ連絡をする。(一斉メール配信、電話、緊急連絡網等) ☆対応措置について、所管教育委員会に報告する。(協議する)</p>

(4) 学校施設等活用事業時の発生（スポーツ少年団活動等学校施設開放中の発生）

☆事業運営者の行動 ★児童等への対応

地震発生	宮城県沖を震源とし、県内各地で震度5強の地震を想定した場合 ※児童の安全確保を最優先とする。
安全確保・安全点検	<p>事業運営者（施設利用責任者）は教職員と連携して対応する。</p> <p>事業運営者</p> <p>★地震発生の初期行動について、児童に伝える。 ☆必要に応じて、校内放送(館内放送)を依頼する。(事前の取り決め)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地震です。教室にいる人は、すぐに机の下にもぐりなさい。机の脚をしっかりと持ちなさい。教室以外にいる人は、落下物に注意しなさい。</p> </div> <p>★落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守らせる。 ★壁や窓から離れ、壁、窓を背にしないようにさせる。 ★頭部を保護させる、机の下にもぐらせ、机の脚をしっかりと持たせる。 ★安心させるような声をかけ続ける。 ☆揺れが収まりしだい、出入り口の開放、負傷者の確認、火災が発生した場合は初期消火を行う。</p> <p>児童</p> <p>○「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所を探す 【教室】机の下にもぐり、落下物等から身を守る。 【廊下】壁、窓から離れ、蛍光灯やガラス等からの落下物から身を守る。 【体育館】安全場所へ移動し、天板、天井灯の落下に注意する。 【校庭】落下物、倒壊の危険性のあるものから離れ、中央部分に避難する。 ☆指定者(安全管理員等)は、避難経路の安全確認をする。 ※その他の安全点検は、災害本部組織に基づき、担当職員が行う。</p>
情報収集・避難の指示	<p>☆指定職員は、ラジオ、スマートフォン、インターネット、防災行政無線等により、震源地、震度、津波等に関する情報を収集する。</p> <p>事業運営者</p> <p>第一避難場所（校庭）に避難の指示をする。 ☆必要に応じて、校内放送(館内放送)を依頼する。(事前の取り決め)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)地震はおさまりましたが、余震の心配があります。先生の指示に従って、慌てず、校庭へ避難しなさい。</p> </div> <p>☆悪天候（強風雨、低温等）や、地割れ、土砂崩れ、液状化現象などで、避難場所や避難経路が危険な場合は、最も安全な場所を決定する。</p>
避難・誘導	<p>事業運営者</p> <p>★落下物、足下に注意し、頭部を保護するようにさせる。 ★自力で避難できない児童は、指定職員が介助して避難させる。 ★児童の不安を緩和するように落ち着いて声掛けをする。 ☆指定職員は、非常持出袋を搬出して避難する。 ☆指定職員は、ラジオ、地域防災無線等により、常に情報収集する。</p> <p>児童</p> <p>○「おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない」 *「お・は・し・も」の約束：災害発生時に避難するときの約束</p>

安否確認	<p>事業運営者</p> <ul style="list-style-type: none"> ★当日の参加名簿で、人数と負傷者を確認する。 ★指定職員は、負傷者の確認とけが人に対して応急手当を行う。 ☆指定職員は、必要に応じて医療機関との連携を図る。
災害 説明 本部	<p>被災状況・各種情報を総合的に判断し、災害対策本部を設置する。</p> <p>事業運営者・教職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆本部長(責任者)の指示により、各業務に当たる。 ★児童の安否確認を最優先にする。 ☆指定職員は、震源地、震度、津波等に関する情報を収集する。
被害 状況 の 確認	<p>事業運営者・教職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆指定職員は、施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。 ☆危険箇所があった場合は、立入禁止措置を行う。(張り紙、ロープ等) ☆指定職員は、危険箇所の応急措置を行う。 ★校舎(施設)等の安全を確認した後、児童を校舎内に移動させる。
事後 の 対応 措置	<p>事業運営者・教職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆指定職員は、被害状況を総合的な判断し、事業再開、打ち切り、帰宅方法等について保護者へ連絡させる。 ☆対応措置について、市町村教育委員会に報告する。(協議する)

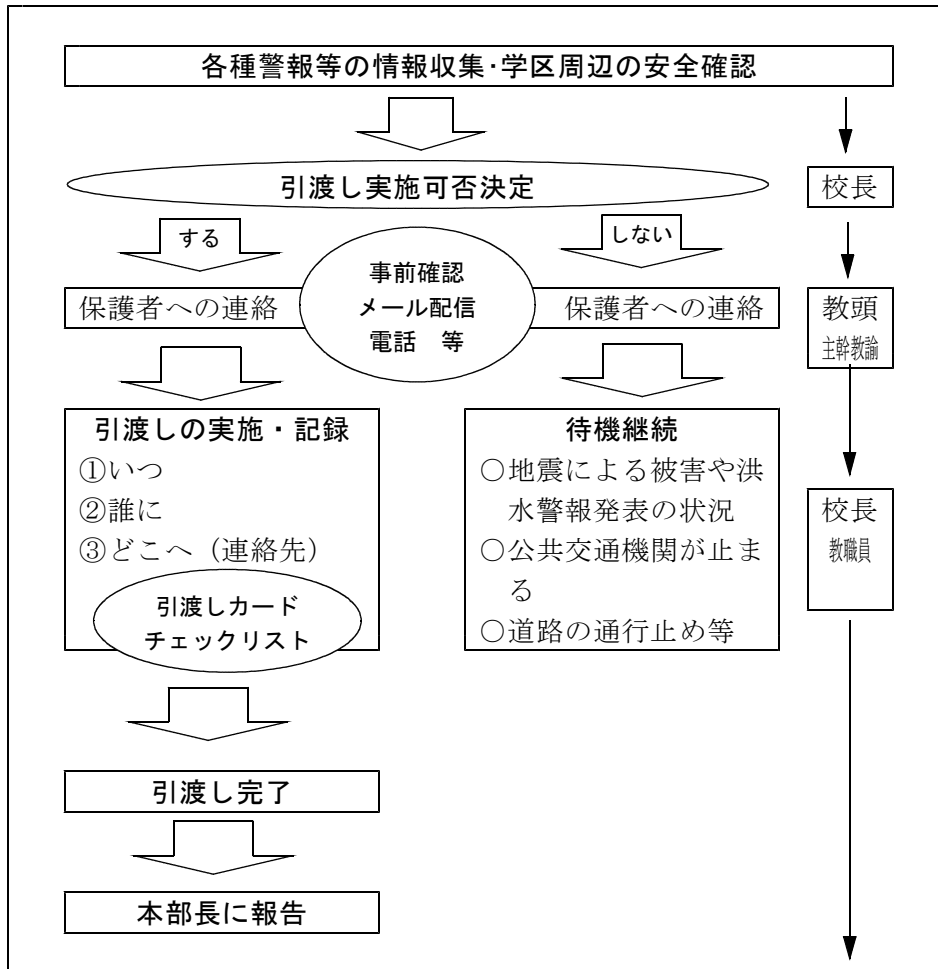
(5) 在宅時の発生（休日・夜間）

☆教職員の行動 ★児童等への対応

地震発生	宮城県沖を震源とし、県内各地で震度5強の地震を想定した場合 管理職はもとより、教職員は宮城県教育委員会災害対策基本要領警戒配備の発令基準、各市教育委員会災害対策配備基準等に基づいて、配備につく。	
災害 説明 部署	本部長（校長）・教職員 ☆本部長，教頭（副校長），主幹教諭（防災主任）の指示により，各業務に当たる。 ☆必要に応じて避難住民の対応に当たる。	
安否 確認	教職員 ☆教職員の安否を確認する。 ★児童生徒等の安否を確認する。（電話連絡，緊急連絡網，一斉配信メール等） ☆クラス毎に人数と安否を確認し，本部に報告する。 <table border="1" data-bbox="279 672 826 712"><tr><td>担任→学年主任→教頭→本部長（校長）</td></tr></table> 児童 ○安全を確保した上で，できるだけ早く学校に連絡する。（安否，所在，家族の被災状況，けが状況等）	担任→学年主任→教頭→本部長（校長）
担任→学年主任→教頭→本部長（校長）		
被害 状況 確認	教職員 ☆指定職員（応急復旧班）は，施設，通学路等の被害状況を確認し，本部に報告する。 ☆危険箇所があった場合は，立入禁止措置を行う。（張り紙，ロープ等） ☆指定職員（応急復旧班）は，危険箇所の応急措置を行う。	
事後 の 対応 措置	本部長（校長） ☆必要に応じて，児童全員の安否確認を指示する。 ☆対応措置について，所管教育委員会に報告する。（協議する） 教職員 ☆指定職員は，保護者へ連絡をする。（一斉メール配信，電話，緊急連絡網等） 電話，メールが使用できない場合を想定し，連絡方法について事前に文書等で，災害発生時の対応について取り決めておく。	

II-3 保護者への引渡し（地震・洪水を想定）

(1) 校内で引渡しをする場合の対応



- 各種情報を確認し、安全の可否を判断する。
- 情報だけにとらわれず目視して状況を確認する。
- 引き渡し実施可否の判断は、校長が行う。
- 発災後、電話、メールが使用できなくなることから、事前に、文書等でとり決めておく必要がある。
- 保護者に対しても災害に関する情報を提供し児童を引き渡さず、保護者とともに学校に留まることや避難行動を促すこともある。
- 保護者以外の引渡しについては、事前に確認しておく。
(個人カードの中に引き渡し者を明記するなど)

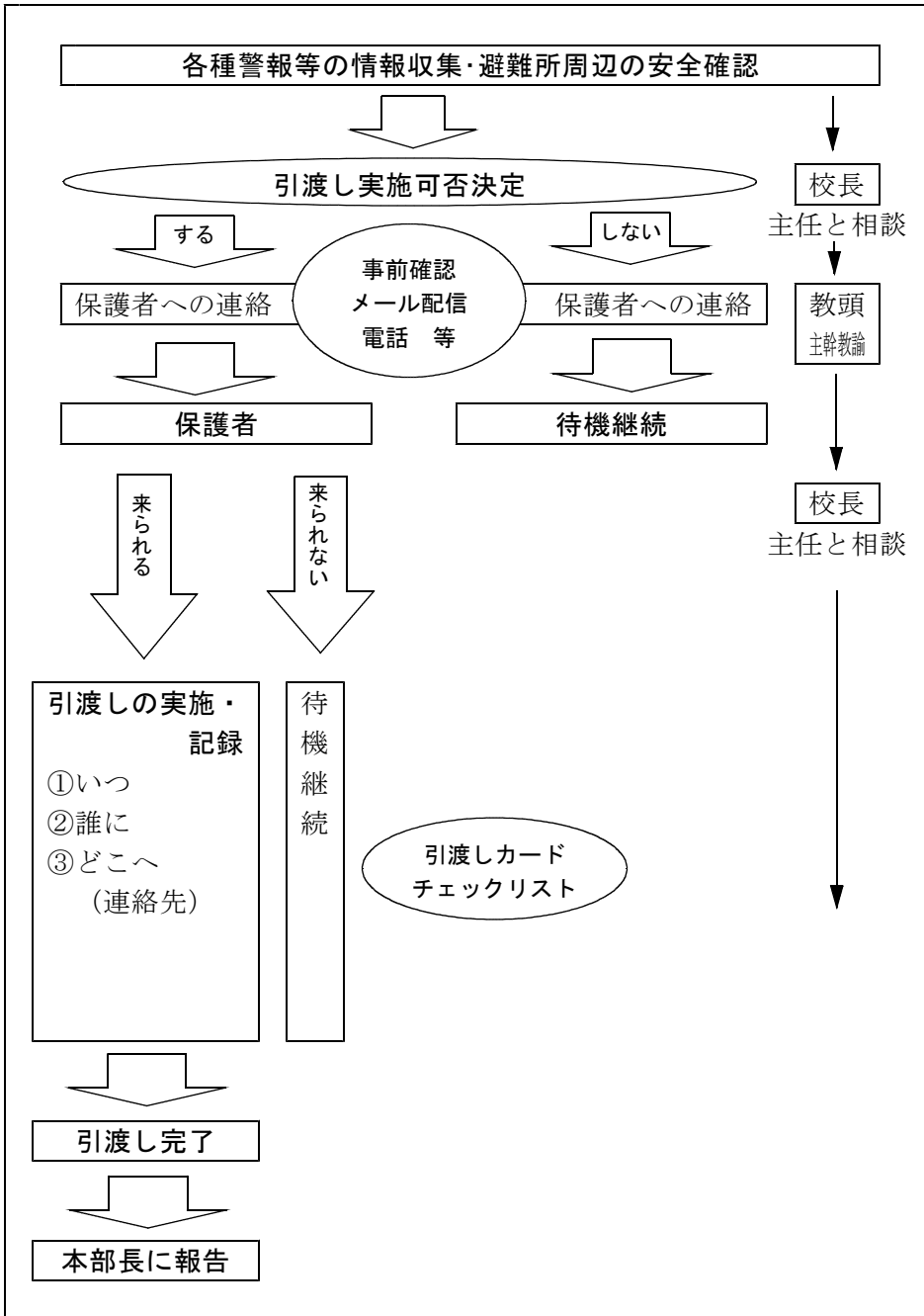
※引き渡しの判断基準

上のフロー図はあくまでも対応の一例であり、学校周辺の交通事情、地域・地形を考慮し、予想される被害状況等を十分検討して、引渡しの判断基準を設定することが必要である。

引き渡しのルール		
学校を含む地域の震度	震度5強以上	○保護者が来るまで学校園に待機させる。 ○時間がかかっても保護者が来るまでは、児童生徒等を学校で保護しておく。
	震度5弱以下	○原則として下校させる。 ○事前に保護者から届けがあったり、連絡があったりした場合は、学校で待機させ、保護者への引き渡しを待つ。

洪水浸水地域での引き渡しの可否		
洪水等に関する警報・注意報	洪水警報 ※江合川氾濫のおそれがある場合	保護者への引渡しをしない 警報が解除され、安全が確保された後に引渡す。
	洪水警報 洪水注意報	江合川の状況等を考慮して引渡しを判断する

(2) 校外で引渡しをする場合の対応 (校外学習等)



○学校に戻って引き渡す場合と現地で引き渡す場合でどちらが安全かを判断する。

○現地での引渡し実施の可否を慎重に判断する。

○学校を通じて児童の安否, 帰校方法を伝える。

○保護者へ現地での児童の状況, 引渡しについて連絡する。

保護者への引き渡しの判断 (例)

○避難解除, 津波警報等が解除されている。

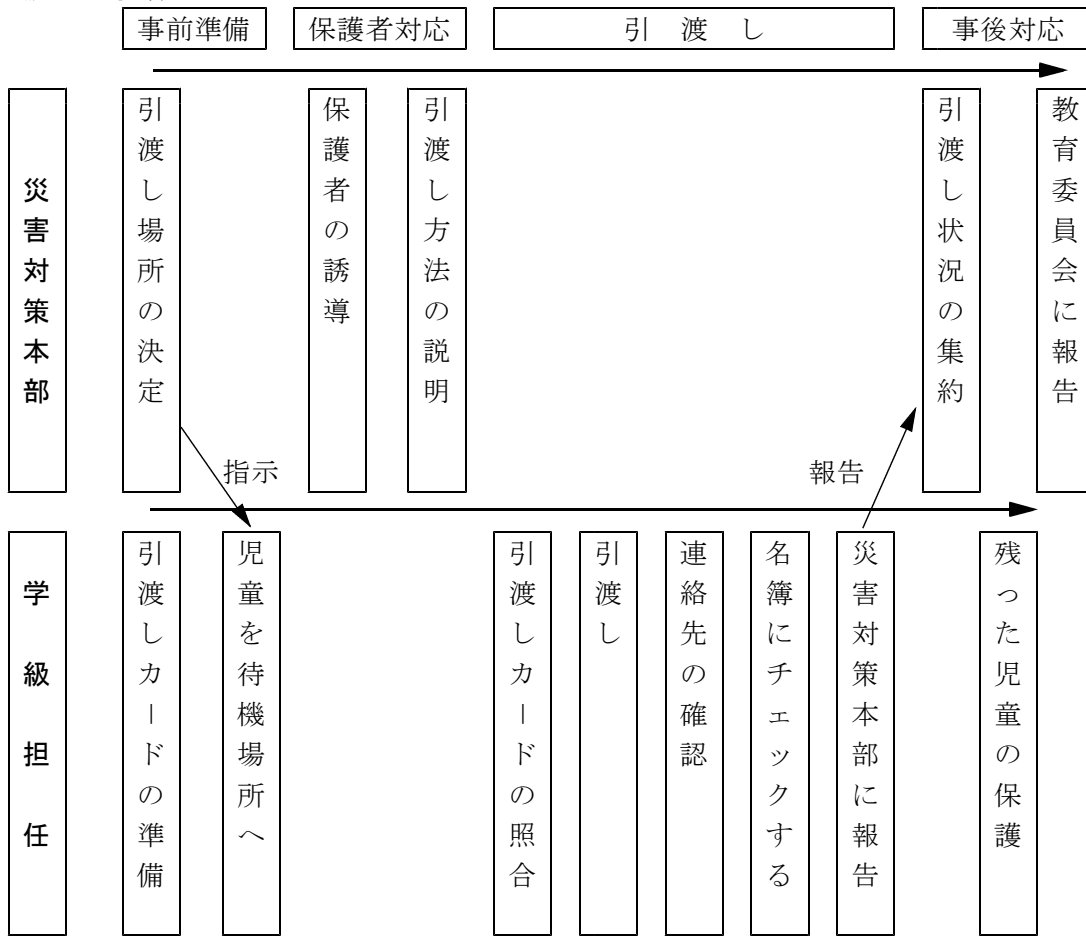
○現地までの交通手段に問題がない。(公共交通機関, 道路状況等)

○遠距離でないこと。(修学旅行等は現地災害本部の判断で)

○引渡しが完了するまで時間がかかることや, 保護者が迎えに来られないことも想定する。

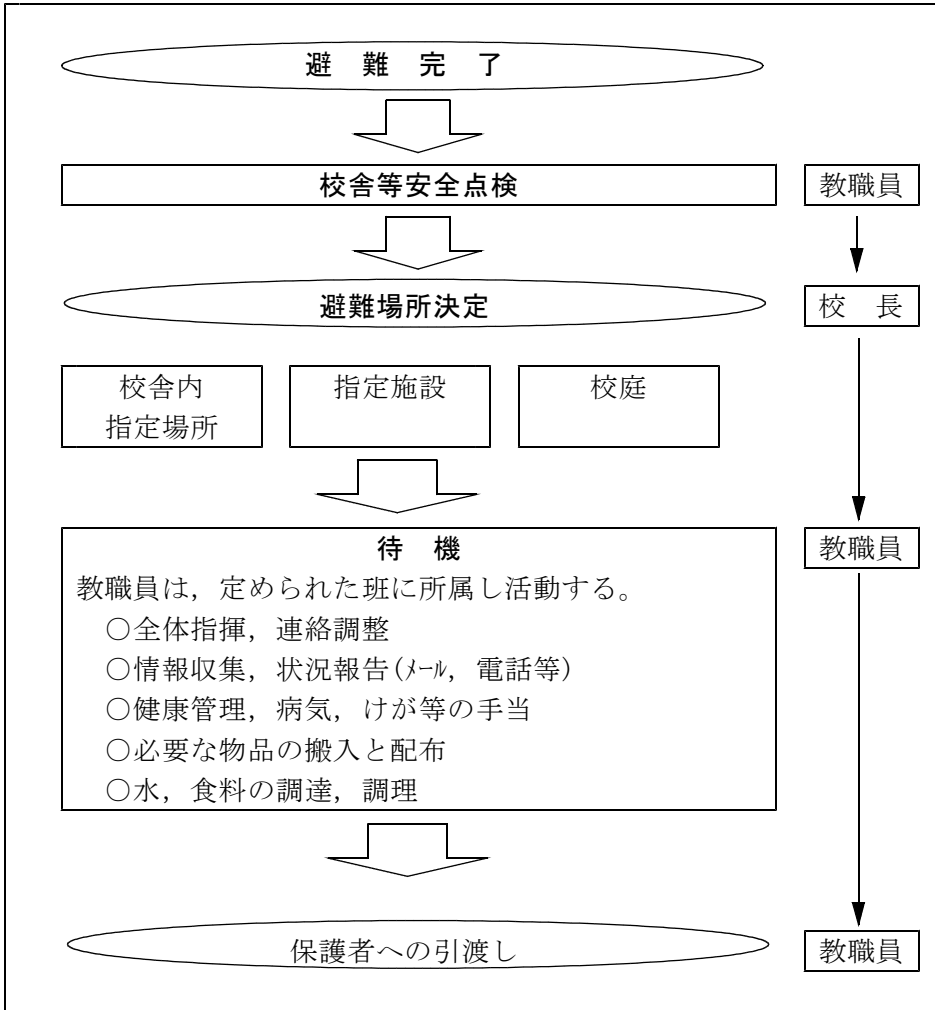
○現地, 市町村担当部局, 関係機関と連携を図る。

引渡しの手順



II-4 待機（宿泊） ※帰宅困難者対応も含む

(1) 校内（避難場所）で待機させる場合の対応



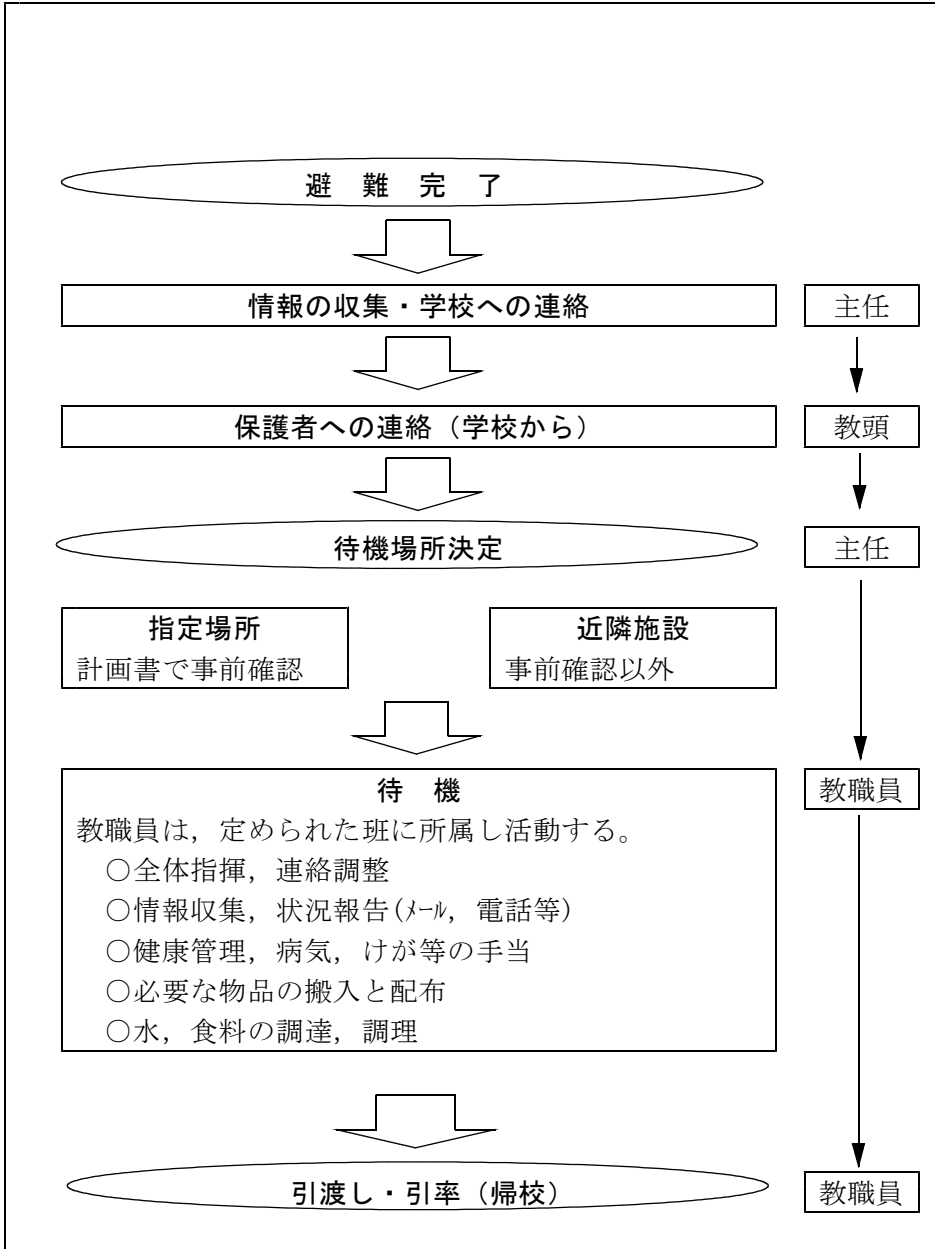
○災害に関する各情報を素早く収集する。
○指定職員は、校舎等の点検を行い、校長に報告する。（非構造部材の損傷等）

○災害の状況に応じ、瞬時に待機場所を決定する。（想定にとらわれない、東日本大震災の教訓を生かす等）
・第一待機場所：会議室
・第二待機場所：音楽室

○教職員は、校長の指揮のもと待機場所での活動にあたる。
○状況によっては、一緒に避難した保護者、地域の方の協力をもらう。
○地域の方の対応は、教頭、主幹教諭等が行う。

○待機中に保護者が引渡しを要望してきた場合は、災害に関する情報を提供し、児童を引き渡さず、保護者とともに学校に留まることや避難行動を促すこともある。

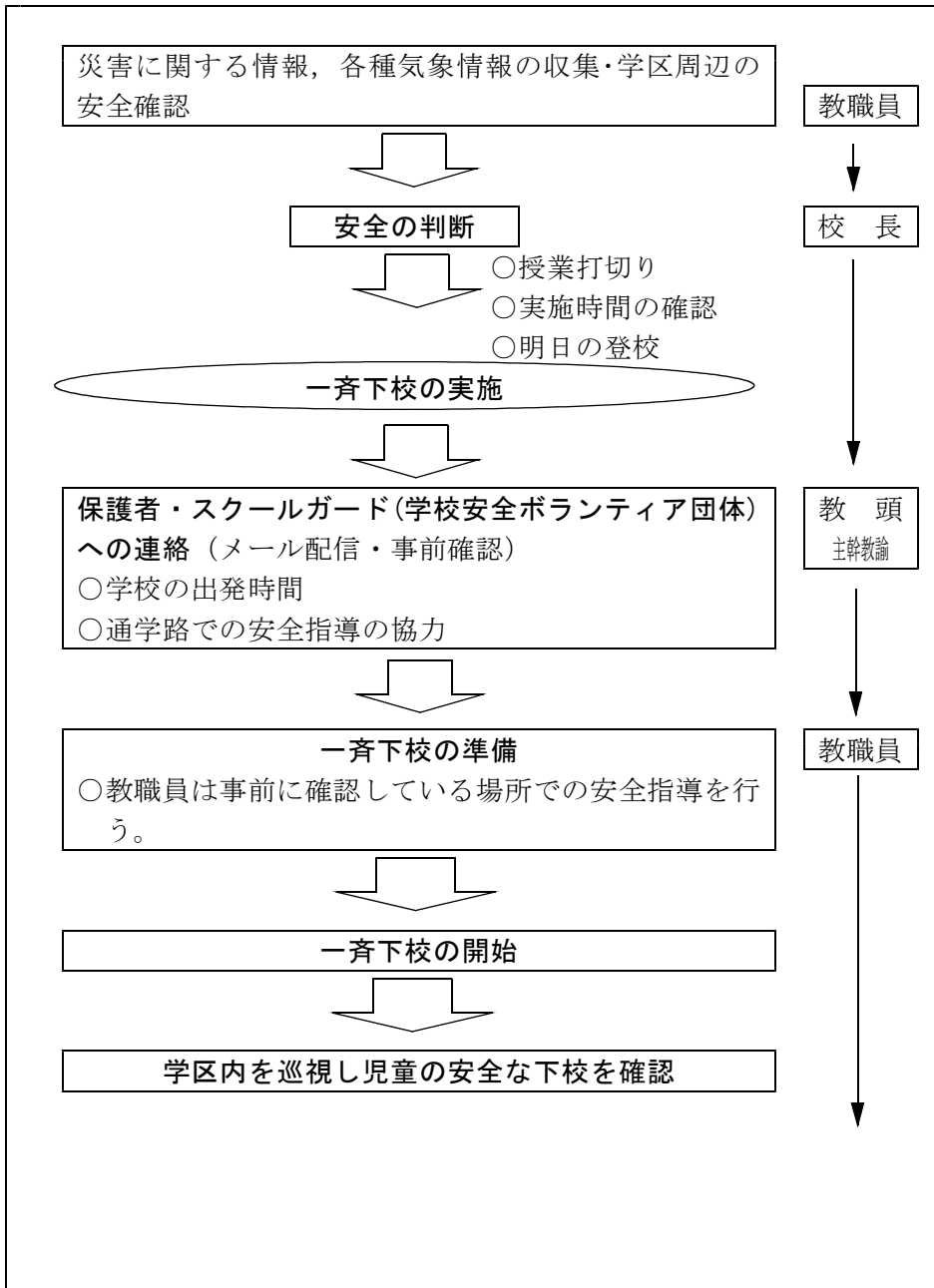
(2) 校外で待機させる場合の対応 (校外学習中)



- 校外活動先の避難場所待機場所について事前に確認し，保護者に周知しておく。
- 班別行動に配慮して事前に，緊急時の連絡先を確認させる。(主任，学校園の連絡先)
- 児童生徒等の安否，災害の状況等を学校園へ連絡する。
- 学校を通じて児童の安否，待機場所等を伝える。
- 班別行動中は，安全な待機場所を児童生徒等が決定することもある。
- 待機場所の施設責任者と連携を図る。

II-5 一斉下校

(1) 一斉下校の対応

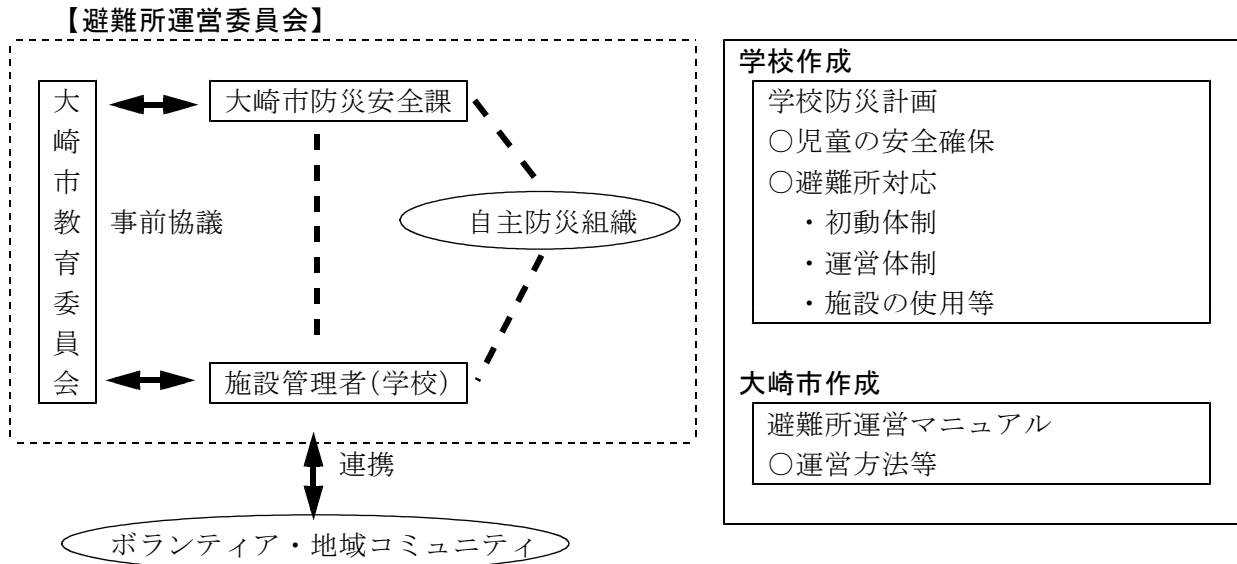


- 各種情報を確認する。
- 指定職員は巡回して通学路の安全を確認する。
(携帯電話等による即時連絡)
- PTA会長等に連絡し、確認する。
- 判断は、校長が行う。
- メール配信等で学校の出発時間と通学路での安全指導の協力を保護者、スクールガードの代表者に依頼する。
- 児童館へ連絡をする。
- 迎えに来る保護者へ、引渡し時間を伝える。
- 集団下校の約束を確認する。
- 教職員は各担当の業務にあたる。
- 必要に応じて担当教員は、児童等と一緒に歩いて安全指導を行う。

II-6 避難所の設置・運営にかかる協力（学校が避難所となる際の対応）

(1) 運営協力体制について

- ①市町村防災安全課、関係する自主防災組織等と避難者の受け入れや避難場所・避難所の運営方法について、定期的な協議、運営マニュアルの内容の検討、訓練等を通じて、共通理解を図る。（必要に応じて市町村教育委員が加わる）〔学校施設管理者(校長), 教頭, 主幹教諭(教務主任), 避難所支援班長〕



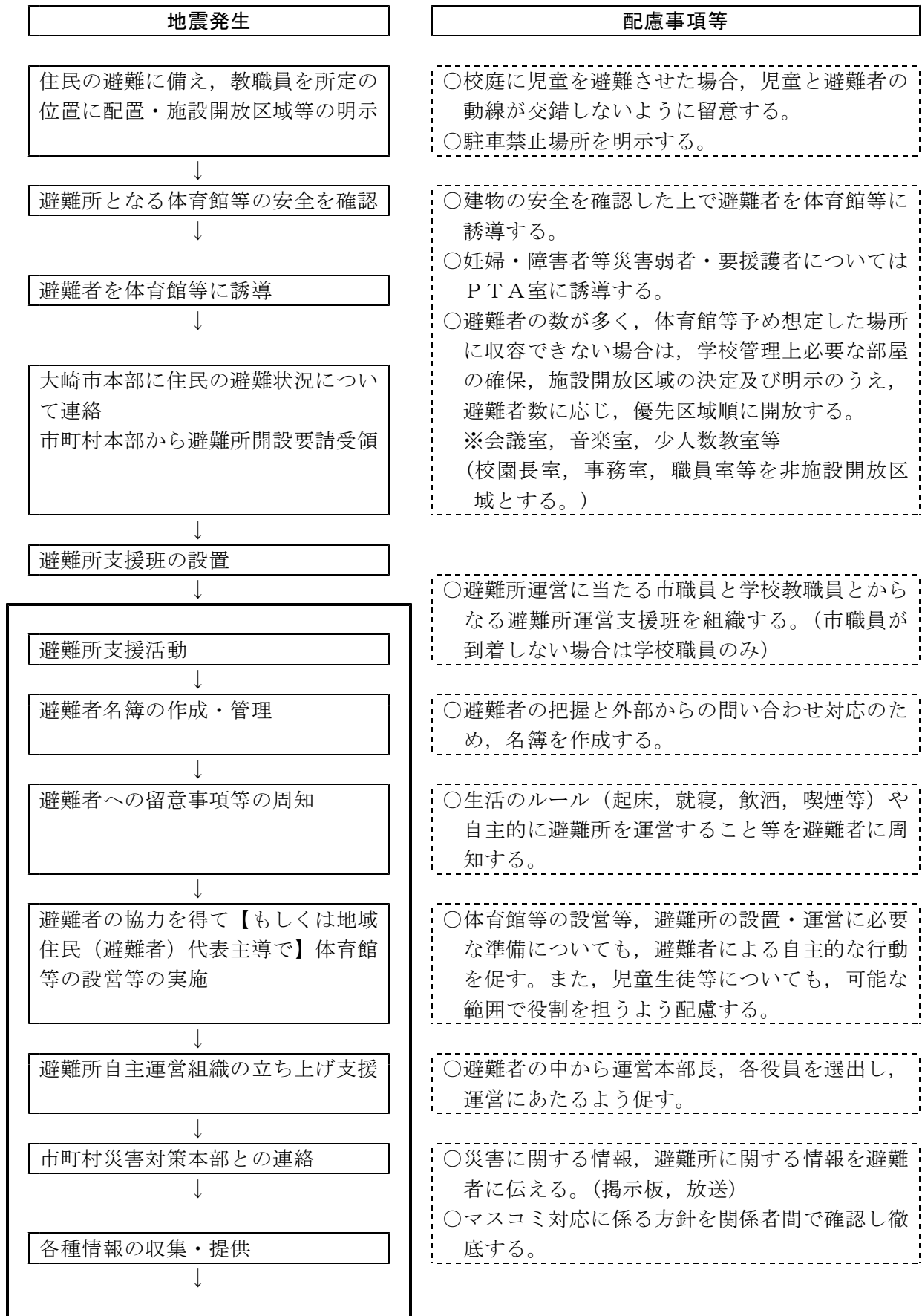
(協議事項の例)

- ・施設開放区域と使用禁止区域の確認
- ・鍵の保管, 解錠方法 (教職員がいる時間, 夜間, 休日等)
- ・資機材等の保管状況
- ・避難所における業務と役割等

- ②学校施設が、避難所、避難場所に指定されているので、大崎市防災安全課と施設の使用条件や運営方法等に関する協定書等を取り交わしておくことが大切である。
- ③避難所対応に教職員が混乱し、児童の安全確保に支障を来すことがないように、学校防災計画上の避難所にかかる対応方針等については、あらかじめ大崎市が作成する「避難所運営に関するマニュアル」等との整合性を十分に図ることが必要である。
- ④児童が避難所運営上の一部の作業等に携わるようにすることは、将来の地域防災の一翼を担う人材育成を行う観点からも、また、避難者が積極的に避難所運営に携わる意識を高める上でも効果があるため、可能な範囲で役割を担いよう配慮することが適当である。

(2) 学校の避難所設置・運営にかかる協力（発災初期段階の例）

※学校に教職員等がいる時間帯において地震が発生し、太崎市からの避難所開設要請の前に住民が避難してきた場合を想定



医療機関，要援護者への対応



避難者の相談(心のケア)対応

○初動期においては，養護教諭が中心となって対応することがある。

○避難者への対応は，冷静さを保つように心がける。

- ※1 上記の他，学校に教職員等がない時間帯に災害が発生した場合の対応についても大崎市，地域住民と協議の上，予め調整しておく必要がある。
- ※2 上記に示した内容の詳細については，予め大崎市が作成する避難所運営マニュアル等に定め，地域住民等に事前に理解を得る必要がある。

II-7 学校再開に向けた対応

(1) 教育再開への取組

児童生徒等、教職員の被害状況の確認

- 児童生徒等の安否と所在場所の確認
- 教職員の安否確認

- 教職員は、できるだけ速やかに、家庭訪問、避難所先を訪問し、児童の被害状況を確認する。(避難先、連絡方法、健康状態等)

家庭・保護者の被災状況の確認

- 保護者の安否と所在場所の確認

- 地域、PTAと連携を図りながら、家庭・保護者の安否確認、所在場所、学区内の被災状況を確認する。

学校園施設・設備等の点検

- 建物の構造部材、副構造部材の点検と補修
- ライフライン(水道、電気、ガス等)の復旧状況
- 危険の箇所、立入禁止の明示と危険物・危険薬品等の点検
- 仮設校舎の建設要請
- 校舎内外の清掃・消毒
- 移転先での学校園再開の準備

- 災害の程度によって、校舎や施設設備等の使用再開について、専門家(応急危険度判定士等)の点検を受けて決定する。
- ライフラインの状況を点検し、関係機関に協力を依頼する。
- 理科室等の危険薬品、灯油保管場所等を確認する。
- 校舎内へ浸水があった場合は、清掃、消毒を実施する。

通学園方法の確認と通学園路の安全点検

- 危険箇所の点検と補修箇所の報告
- 公共交通機関の運行状況の確認
- スクールバスの確保

- 通学園路の安全を確認し、危険箇所について関係機関へ連絡する。
- 公共交通機関の再開の目途を確認する。
- 状況によってスクールバスの使用について検討する。

教育環境の整備

- 授業形態の工夫と教職員の配置
- 教科書、学用品等の損失状況の確認と発注
- 支援物資の取りまとめ(教育委員会との連携)
- 文部科学省ポータルサイトの活用(支援物資)
- 心のケア(スクールカウンセラーとの連携)
- マスクミ、外部ボランティア団体等の対応

- 当面の授業形態(午前授業、短縮授業等)と学習プログラムを検討する。
- 教科書、学用品の滅失棄損状況を確認し、不足教科書等の確保に努める。
- スクールカウンセラーを派遣するなど心のケア対策を講じる。
- マスクミ対応、ボランティア団体の受け入れの対応は、校長及び教頭が行う。

避難所との共存

- 避難所運営組織と協議
- 立入制限区域の明示

- 学校施設が長期的に避難所として使用されることがあるため、立入制限区域を明示することや、お互いの生活のルールを確認する。

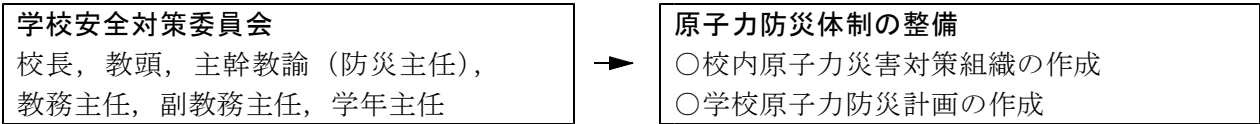
給食業務の再開

- 施設、設備の安全点検
- 所管教育委員会、食材委託業者との調整

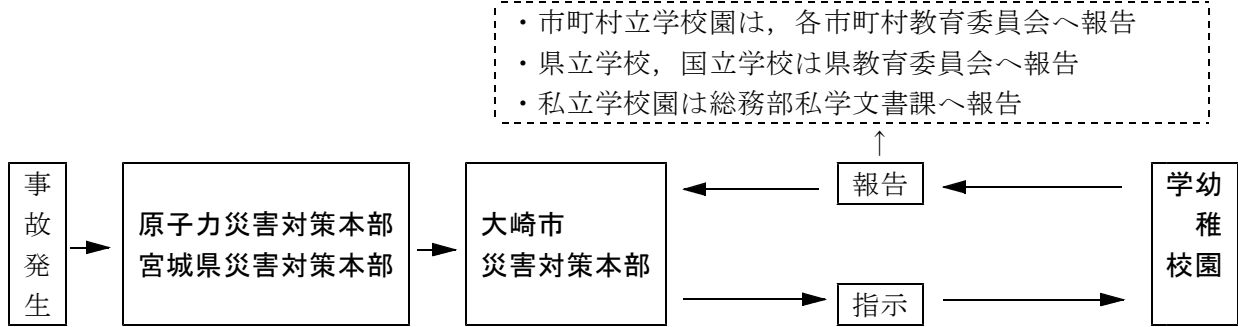
- 給食業務が早期に再開できるように関係機関と連携を図る。(簡易給食の手配、栄養のバランス等)

Ⅲ－１ 学校における原子力災害時の対応

(1) 防災体制の整備



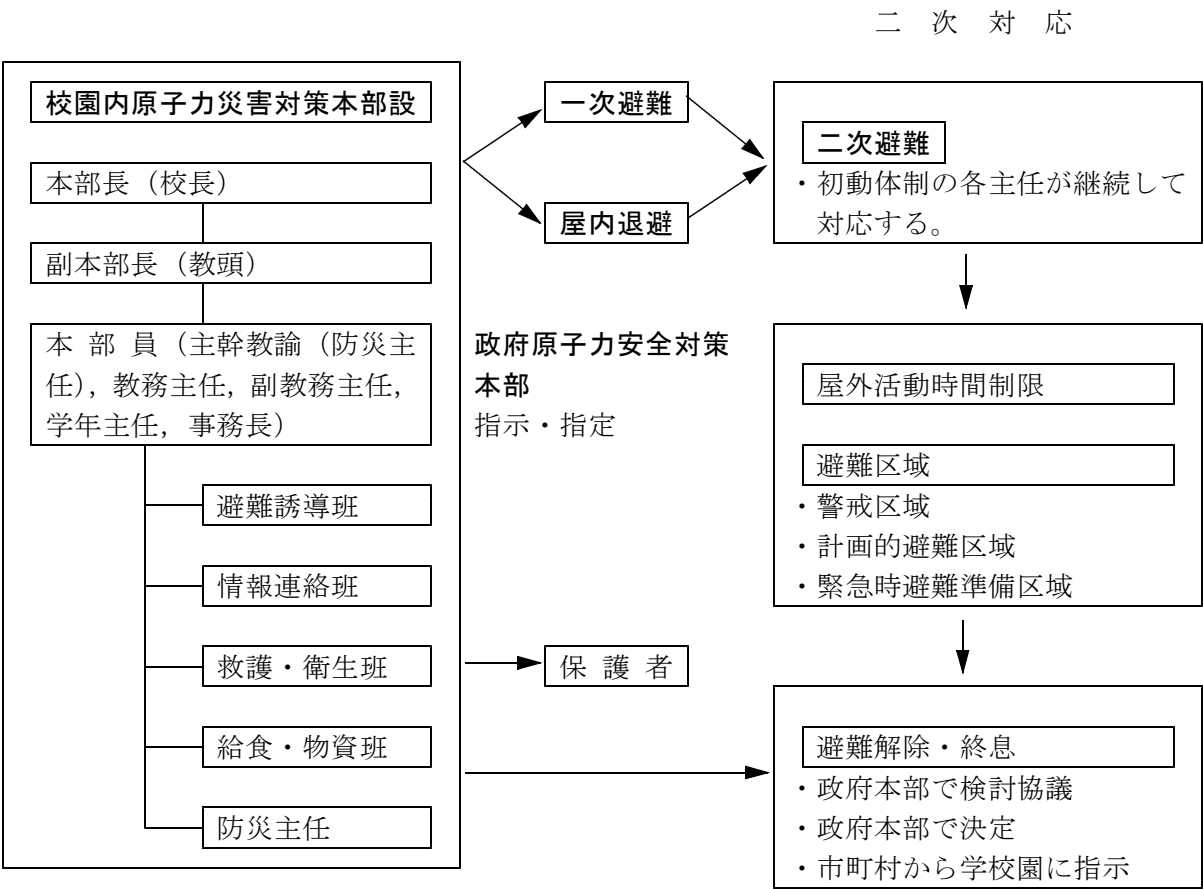
(2) 事故発生時の対応（指示系統）



- 女川原子力発電所での事故
- その他原子力発電所での事故
福島第一原発他

- ・市町村の公立，私立の学校へ指示する
 （私立幼稚園，民間の保育所等も含む）

(3) 学校での初動体制



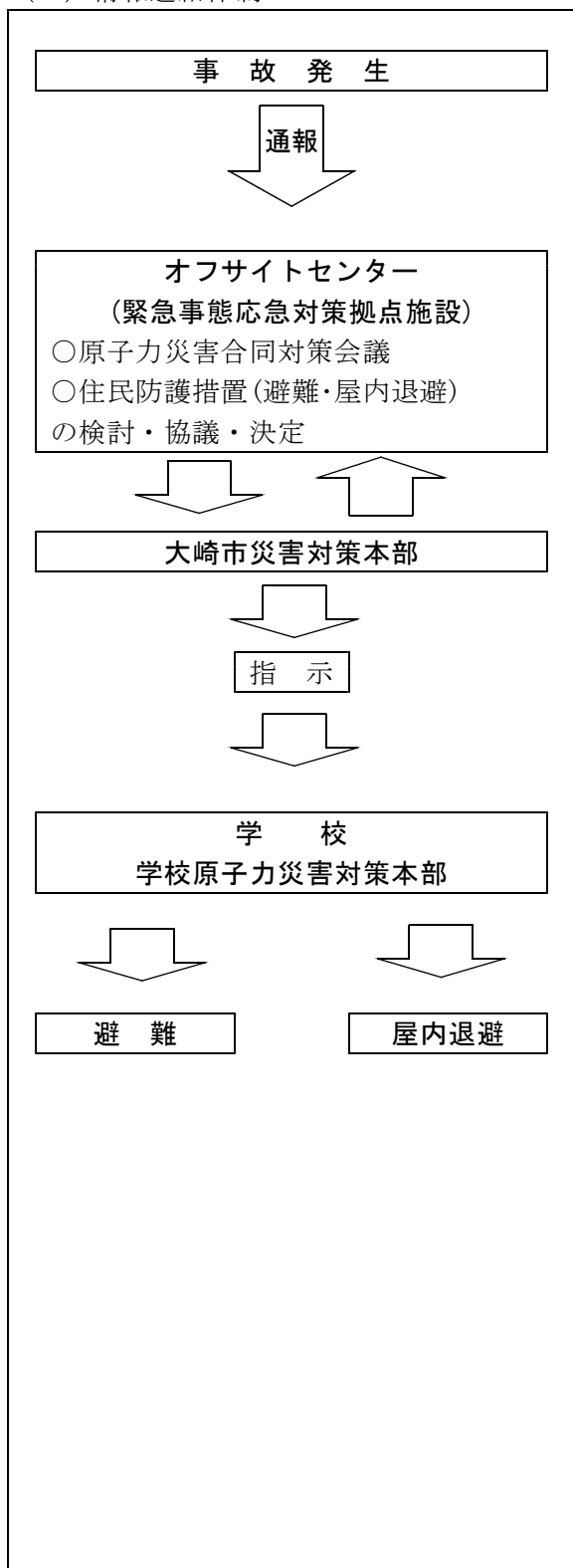
(4) 校内原子力災害対策本部組織の役割

担 当	災害に備えての役割	災害が発生した場合の役割
本部長 (校長)	○全教職員に対して、災害時の対応についての役割分担を明確にする。 ○保護者、地域に対し、災害時の学校対応、避難場所について周知徹底を図る。	○学校原子力災害対策本部を設置する。 ○大崎市からの指示に従い、初動体制のもとに各業務にあたるように指示する。 ○所管の教育委員会へ随時状況を報告する。
副本部長 (教頭)	○全教職員に対して、災害に備えた体制整備と共通理解を図る。 ○保護者、地域に対して窓口となり、周知を図る。	○本部長を補佐し、教職員が迅速、適切に活動が行えるように連絡調整する。 ○関係機関、報道関係の窓口となる。
避難誘導班 (学年主任等)	屋内退避 ○学校での屋内退避では、待機場所への誘導、指導内容の周知徹底を図る。 避 難 ○避難時、大崎市が手配した車両に児童生徒等が安全に乗車できるよう誘導、乗降指導の周知徹底を図る。	屋内退避 ○教室内へ速やかに退避させる。(窓、カーテンを閉める、換気扇を止める) 避 難 ○屋内に退避させた後、指定された避難所避難誘導する。(手配された車両等により)
情報連絡班 (教務主任等)	○情報を迅速かつ的確に伝えることができるように連絡網を作成する。(メール配信含む) ○情報の入手方法を確認する。(各ホームページ等)	○避難状況等について保護者の問い合わせに対応する。 ○避難している児童生徒等に必要な情報を提供する。
救護・衛生班 (保健主事・養護教諭)	○救急用品の確保及び救護体制を整備する。	○児童、教職員に対する的確な救護、応急措置及び健康観察を行う。 ○緊急的に医療行為の必要性が生じた場合は、災害対策本部に連絡し指示を受ける。
給食・物資班 (給食主任・栄養士)	○物資の保管場所を事前に確認しておく。 ○災害時の物資について常備するものを大崎市担当課と確認する。	○大崎市災害対策本部と連携し、必要な物資の確保と適切な配給を行う。
防災主任	○学校原子力防災計画を作成する。 ○原子力安全に関する学習プログラムを作成する。	○本部長の指示のもと、教職員間、大崎市災害対策本部との連絡調整を行う。

(5) 場面に応じた災害への対応 (教職員)

場 面	災 害 対 応 策
授業中	○児童が在校中(授業中・休み時間・放課後)に原子力災害が発生した場合の、避難・屋内退避の体制を整備しておく。
登下校園中	○防災無線や広報車などの放送等をしっかり聞いて指示に従うように、児童及び保護者に対し、事前に周知徹底を図っておく。
校外活動中	○原子力施設のある地域での校外学習中の活動時に原子力災害が発生した場合は施設管理者、市町村災害対策本部の指示に従って、児童の安全を確保する体制を整えておく。
休業日 (夜間・休日)	○自宅にいた時に災害が発生した場合は、可能な限り避難所へ向かい、児童の所在を確認する。(教職員の自宅が屋内退避対象区域でない場合)

(6) 情報連絡体制



○原子力事業所における事故により、環境への基準以上の放射線物質など異常な事象が発生した場合は、事故発生事業者の防災管理者は、直ちに原子力災害対策特別措置法第10条1項の規程に基づき、知事・所在市町村長等の関係機関に通知する。

(オフサイトセンターは災害時に国、県、市町村、原子力事業者等が集まり、災害対策を行う拠点施設)

○原子力災害発生時には、原子力災害合同対策会議を設置し、情報共有、意思統一を図り、迅速・的確に緊急事態応急対策を検討・協議・決定する。

○大崎市が定めた避難計画等により、事故のレベル、風向きなども考慮して避難措置を行う。

○オフサイトセンターから受けた情報は、あらゆる広報手段で地域住民に伝える。

○学校独自の判断で対応せずに大崎市災害対策本部の指示に従って行動する。

○学校において緊急的な医療行為等の対応が生じた場合は、大崎市災害対策本部に連絡し、その指示を受ける。

避難

大崎市災害対策本部からの指示により、市町村が準備した車両によって、放射線被ばくを低減できる指定された避難場所へ移動すること。

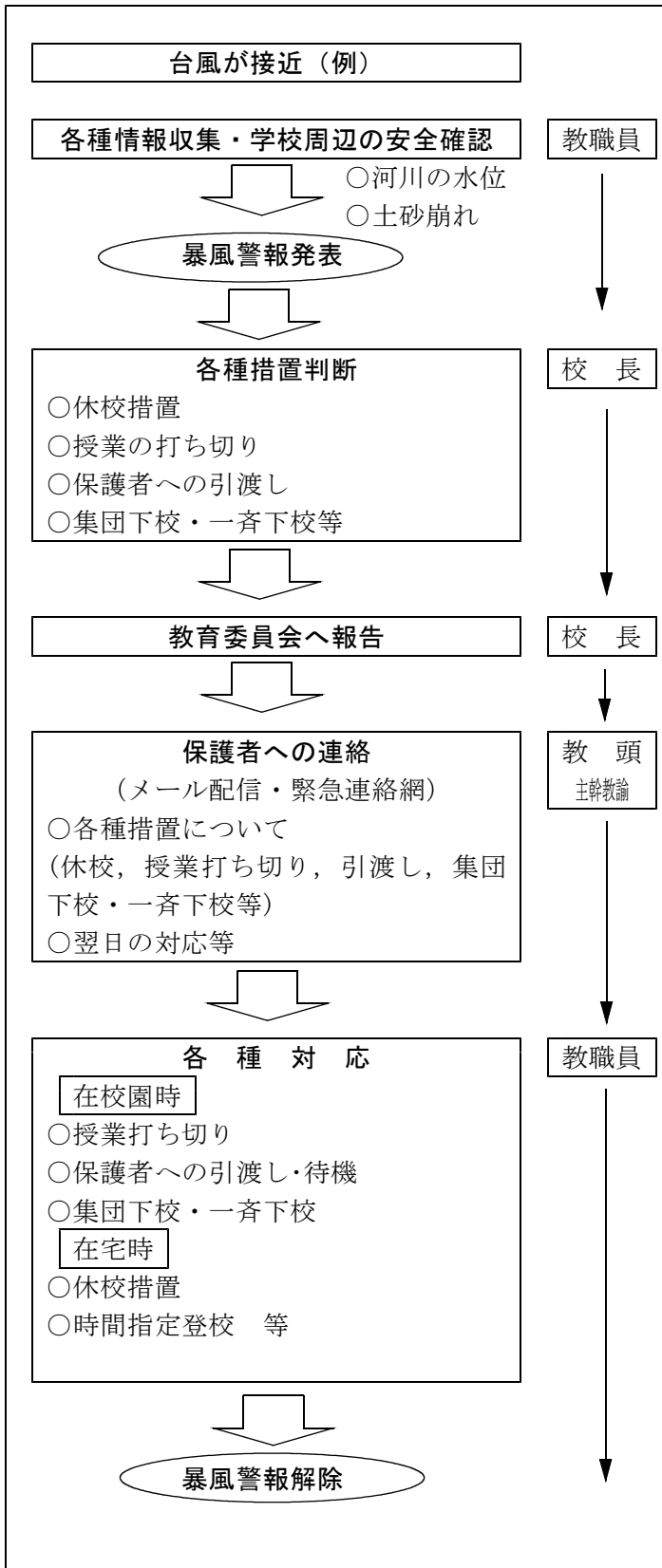
屋内退避

大崎市災害対策本部からの指示により、教室等の屋内退避することにより、放射線の防護を図ることができる。

学校では、屋内退避の指示が発令された場合は児童を速やかに教室等に避難させ、窓、カーテンを閉めるなど次の指示がでるまで教室等で待機させる。

Ⅲ－２ 風水害が想定される場合の対応（暴風，大雨，洪水，大雪警報などが発表）

（１）暴風警報発表時の対応（災害発生前）



○気象情報を確認し，河川・道路情報，交通機関状況を確認する。
○通学園路を含め，学校周辺の安全を確認する。
※警報等が発表される前に，次の対応をとることもある。

○校長は，休校，授業の打ち切りを判断する。
○各種情報（気象情報，目視等）から下校時の措置（引渡し，集団下校，一斉下校）を判断する。

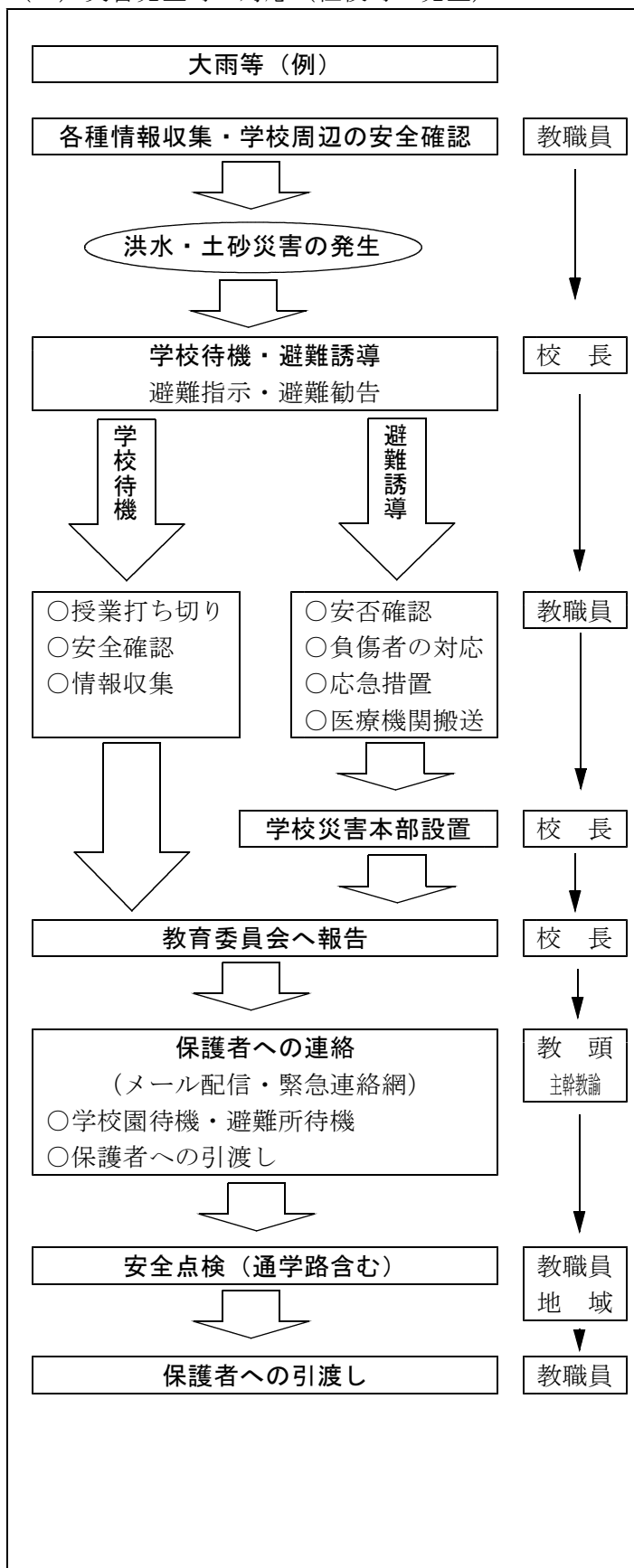
○休校等の措置の状況を報告する。

○保護者に各種措置，対応について，連絡する。（メール配信，電話等）
※休校措置については，テレビ，ラジオ局などの報道機関を活用する。
○学校の対応についてのプリントを配布する。

○必要に応じて，保護者への引渡しを実施する。
○引渡しまで時間を要する場合は，学校に待機させる。
○保護者以外の引渡しについては，事前に確認しておく。

※引渡し，集団下校・降園の手順を参照（P23）

(2) 災害発生時の対応（在校時の発生）



○気象情報、河川・道路情報を確認する。
○学校や通学路を含めた周辺の状況を監視する。

・地域の低い場所が浸水している 等

○避難勧告が発令された場合は、安全な場所に避難誘導する。
○適切な避難経路を指示した上で、教職員が先導する
○悪天候での避難誘導も想定し、移動手段を確認する。(保護者の車等)

○避難場所に集合後、点呼をとる。
○負傷者の有無の確認後、必要に応じて応急処置、医療機関の搬送等を行う。

○本部長(校園長)の指示のもと、各班の役割に従い、行動する。
○児童生徒等の安否、被害状況、休校措置等を報告する。
○大崎市防災安全課、関係機関と連携を図り、救援依頼をする。
○保護者に各種措置、対応について、連絡する。(メール配信、電話等)
○地域毎の連絡網を活用する。

○地域と連携し、通学園路を含めた周辺の安全を確認する。

○保護者への引渡しを実施する。
○引渡しまで時間を要する場合は、学校に待機させる。

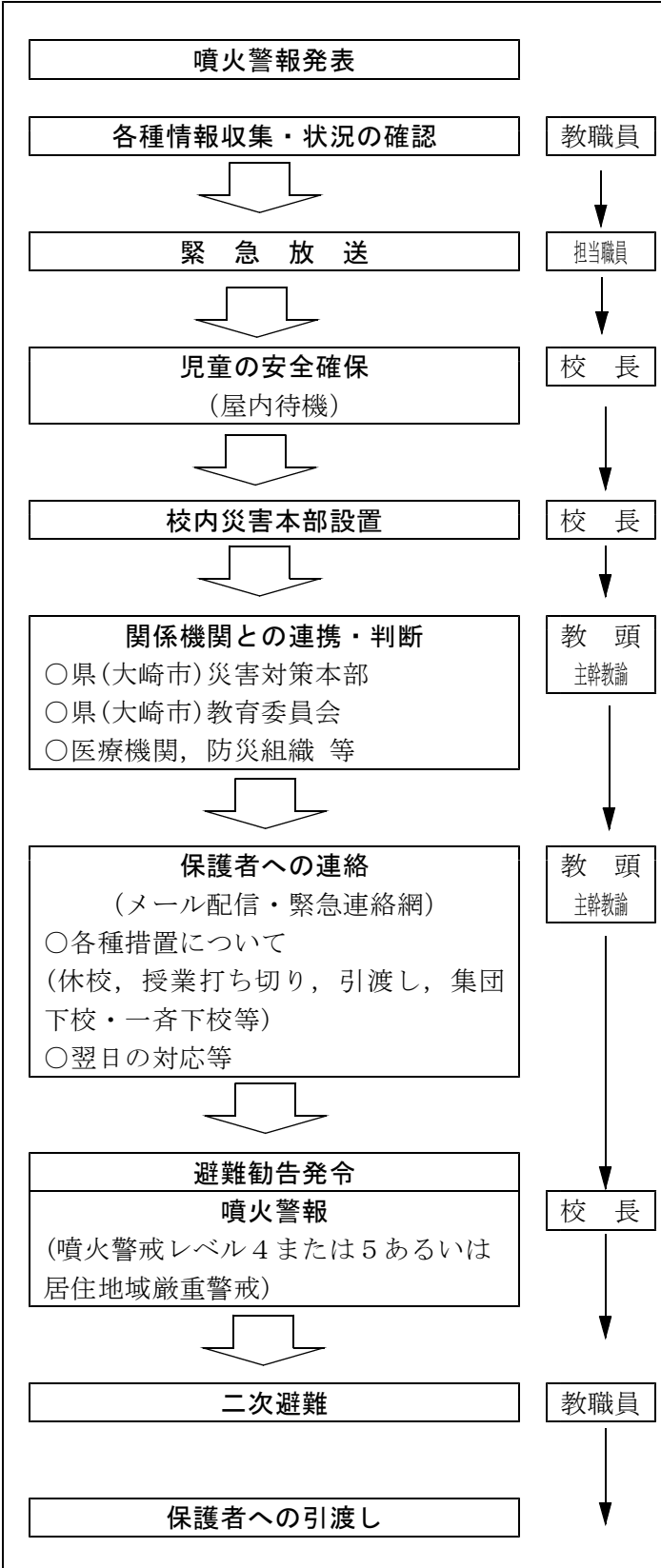
※引渡しの手順を参照 (P23)

Ⅲ-3 火山災害が想定される場合の対応

(1) 平常時の対応

- 噴火警報等火山活動に関する情報を迅速かつ正確に把握できる体制を整えておく。
- 防災マップ等を参考に学校に影響を及ぼす可能性のある火山現象を把握しておく。
- 火山現象に応じた避難場所や避難経路を確認しておく。
- 異常な現象を発見した場合には、大崎市あるいは気象台等へ連絡する。

(2) 火山活動活発時（噴火前）の対応



- 対象火山に関する情報を収集し、防災マップ等を確認して、学校園へ影響の及ぶ可能性のある火山現象に応じた適切な措置をとる。宮城県の活火山は栗駒山，鳴子，蔵王山。
 - 大崎市防災安全課(災害対策本部)，大崎市教育委員会との連絡を密にする。
 - 学校に影響が及ぶ可能性のある場合は，直ちに教室に移動させる。
- 山の噴火警報が発表されました。児童のみなさんは教室で静かに待機してください。
- 本部長，副本部長(教頭)，主幹教諭(教務主任)の指示に従って各業務に当たる。
 - 風向きを確認して，噴火による噴出物の影響に備える。
 - 二次避難場所までの移動経路及び手段を確認する。
 - 登下校中の児童を含め，児童の所在を確認する。
 - 各種情報(気象情報等)も考慮し，下校時の措置(引渡し，集団下校，一斉下校)を判断する。
 - 保護者に各種措置，対応について，連絡する(メール配信，電話等)。
- 噴火警戒レベル4 キーワード：避難準備
とるべき行動：警戒が必要な居住地域での避難準備等

噴火警戒レベル5 キーワード：避難
とるべき行動：危険な居住地域からの避難等

※噴火警戒レベルを導入していない火山ではキーワード「居住地域嚴重警戒」として発表される。
- 保護者への引渡しを実施する。
 - 災害対策本部に対し，職員等の派遣を依頼する。
 - 引渡しまで時間を要する場合は，大崎市防災安全課(災害対策本部)の指示に従い，二次避難場所へ移動させる。
- ※引き渡し，集団下校・降園の手順を参照

(3) 噴火発生時の対応（在校時の発生）

- ヘルメットを着用する等身の安全を確保し、直ちに教室に移動させる。
- 情報を収集し、火山活動の状況を迅速かつ正確に把握する。
- 大崎市防災安全課(災害対策本部)等の指示に従い、適切な対応をとる。
- 新たに避難勧告が発令された場合には、二次避難場所へ移動するなど迅速な応急対策をとる。
- 前兆現象がなく噴火が発生した場合には、前項の対応を至急実施する。

(4) 噴火警報，噴火予報について

宮城県内の活火山（栗駒山，鳴子，蔵王山）は噴火警戒レベル未導入火山である。
 噴火警戒レベル未導入火山における噴火警報，噴火予報は次の表のとおり。

名称	対象範囲を付した警報の呼び方	対象の範囲	警戒事項等	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報 (居住地域) ↓ 噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は山麓及びそれより火口側の範囲において嚴重に警戒 (居住地域嚴重警戒)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生，あるいは切迫している状態にある。
				居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。 (可能性が高まってきている)。
	噴火警報 (火口周辺) ↓ 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域又は山麓の近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒 (入山危険)	火口から居住地域又は山麓の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）程度の噴火が発生，あるいは発生すると予想される。
火口から少し離れた所までの火口周辺				火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒 (火口周辺危険)
噴火予報	—	火口内等	平常	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって，火口内で火山灰の噴出等が見られる (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

※気象庁HPから

(5) 噴火に伴う現象

<p>噴石</p>	<p>噴火に伴って空中に放出される岩石を噴石と言う。直径数十センチを超える大きな噴石の到達距離は、火口から通常4km程度までであるが、その直撃により死者や建物被害を発生させることがある。 規模の大きな噴火の場合、火山上空の風速によってはこぶし大の噴石が火口から10kmを超える地域まで落下することがある。</p>	 <p>平成17. 8. 4 浅間山の噴石</p>
<p>火山灰</p>	<p>噴火に伴って空中に噴き出される火山灰は風に乗って広い範囲に運ばれ、農作物に被害を与えたり、陸や空の交通に大きな影響を及ぼしたりする。さらに小さな噴石(火山れき)、火山灰が多く積もった地域では、その後の雨によって土石流が発生する恐れがある。</p>	 <p>平成12. 7. 16 三宅島の降灰</p>
<p>泥流・土石流</p>	<p>火砕流が積もっていた雪を溶かして、泥流を発生させることがある。また、火山灰が堆積しているところに雨が降ると、少ない降水量でも土石流が発生することがある。これらの現象により、山麓にも大きな災害をもたらすことがある。</p>	 <p>平成12. 6. 14 有珠山の泥流被害</p>
<p>火砕流</p>	<p>火砕流は火山ガス、火山灰、小さい噴石(火山れき)などが一体となって斜面を流れ落ちる現象である。数百℃の高温に加え、速いものでは時速100km以上という高速のため発生してからの避難は難しく、火山現象の中でも最も危険なものの一つである。気体の割合が多い火砕サージを伴うこともある。 1991年に長崎県雲仙普賢岳の噴火で発生した火砕流では、一度に43人が亡くなった。</p>	 <p>平成6. 6. 24 雲仙普賢岳の火砕流</p>
<p>溶岩流</p>	<p>溶けた状態の岩石が地表に流れ出したものが溶岩流である。1000℃前後という高温のため、山林や耕地、建物や道路などすべてを焼き払い、埋めつくしてしまう。また冷えて固まった溶岩流は取り除くのが困難で、農地など使えなくなってしまう。 1986年の伊豆大島噴火では、大量の溶岩流が海まで流れ出た。</p>	 <p>昭和61. 11. 19 伊豆大島噴火の溶岩流</p>

火山ガス	<p>多くの火山では、火口やそれ以外の山腹や山ろくに噴気活動が見られる場合があり、火山ガスが噴出している。火山ガスには、硫化水素、二酸化硫黄などの有害物質が含まれるため、それを吸った人や家畜に被害が出た例もある。2000年、北海道の有珠山噴火では、火山ガスが激しく噴出し、伊豆諸島の三宅島では、今なお、大量の火山ガス放出がある。</p>	
山体崩壊	<p>火山噴火やそれにとともなう地震・地殻変動が引き金となって、火山の山体の一部が一気に崩れ落ちる現象である。その際に発生する大量の土砂の流れを、岩屑なだれと呼ぶ。岩屑なだれによる山体崩壊は、大規模な地滑りとともに高速の爆風を伴うこともあり、きわめて危険な火山現象である。 磐梯山噴火(1888年)などで発生している。</p>	

2002年 火山ガスを大量に含む三宅島の噴煙

1888年 磐梯山で山体崩壊が発生

※表中の写真はすべて気象庁HPから

IV 資料

(1) 津波警報・津波注意報，地震・津波情報

情報の種類	解説	
緊急地震速報（警報）	震源に近い観測点でとらえた地震波を解析し，その地震により震度5弱以上が推定された場合，その地域及び震度4が推定された地域を強い揺れが到達する前にお知らせします。なお，地震の震源が近い時は情報が間に合わない場合もあります。	
震度速報	震度3以上の大きい揺れを伴う地震の発生を知らせる情報です。震度3以上を観測した地域名（宮城県は3区域：宮城県北部，宮城県中部，宮城県南部）とその震度をお知らせします。 この情報は，防災の初動対応をとるための情報で，地震発生後約1分30秒で発表します。テレビ，ラジオ等でも速報されます。	
津波警報・津波注意報	地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し，これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め，地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分程度）を目標に，大津波警報，津波警報または津波注意報を津波予報区単位で発表します。	
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	予想される津波の高さは，通常は5段階の数値で発表します。ただし，地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては，精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため，その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表します。その場合，最初に発表する大津波警報や津波警報では，予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して，非常事態であることを伝えます。 このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には，その後，地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し，予想される津波の高さも数値で発表します。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	津波警報・津波注意報を発表している津波予報区にある津波観測点の満潮時刻（1分単位）と津波到達予想時刻（10分単位，遠地地震については30分単位），地震の震源要素（発生時刻，緯度・経度，深さ，地震の規模（マグニチュード）），震央地名を発表します。
	津波観測に関する情報	津波観測点における津波の観測状況（各津波観測点における第一波の到達時刻，初動方向および振幅並びに最大の高さとその出現時刻）を適宜とりまとめて発表します。
	津波に関するその他の情報	津波による被害の心配はないが，若干の海面変動が予想される場合に津波予報区とその継続時間を「津波予報」として発表します。
地震情報	震源速報が発表された後，津波による被害の心配のないことが速やかに判明したとき，地震の震源要素（発生時刻，緯度・経度，深さ，地震の規模（マグニチュード）），震央地名，および「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが，被害の心配なし」を付加して，	
	震源に関する情報	

	地震発生から2～5分程度で発表します。 この情報は、大きな揺れ（震度3以上）があるが、津波による被害の心配はない時に、防災機関の防災対応（即時対応）に資するために提供するものです。津波警報・津波注意報を発表したときには、この情報は発表しません。
震源・震度に関する情報	最大震度3以上が観測されたときに発表する情報です。 地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、震度3以上が観測された地域名と大きな揺れが観測された市町村名を地震発生から5～10分程度で発表します。震度5弱以上になった可能性がある市町村の震度データが得られていないとき、その事実を含めて発表します。 「津波なし」の場合はその旨を付加した津波予報を含めて発表します。
各地の震度に関する情報	最大震度1以上が観測されたときに発表する情報です。地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、観測点ごとの震度からなる情報です。 震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度データが得られていないとき、その事実も含めて発表します。 「津波なし」の場合はその旨を付加した津波予報を含めて発表します。
地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震回数を発表します。
地震の活動状況に関する情報	気象庁が報道発表を行ったとき、その内容を発表します。

(2) 津波警報・注意報等の解説

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
報津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であっ	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。ただちに海から上がって、海岸から離れてください。

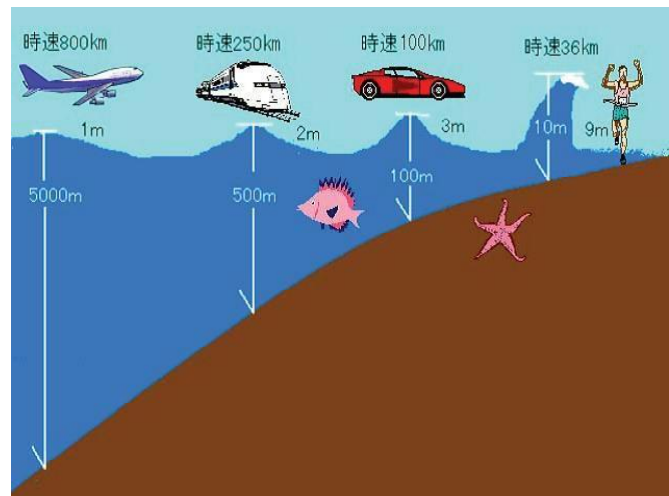
て、津波による災害のおそれがある場合。

(気象庁ホームページ資料から)

(3) 津波の速さと高さ

津波の速度は水深によって決まります。沖合の深いところでは速く、浅いところでは遅くなります。水深5000mでジェット機並みの時速約800km/h、水深500mで新幹線並みの時速約250km/h、水深100mで高速道路を走る自動車並みの時速約100km/h、水深10mでオリンピックの短距離選手並みの時速36km/hになります。

また、水深が浅くなるほど津波は高くなります。速度が速い沖合では、波高に比べて波長が非常に長いので目で見えるのは目前に迫ってからですが、そのときには逃げ遅れてしまうおそれがあります。



(気象庁ホームページ資料から)

(4) 緊急地震速報について

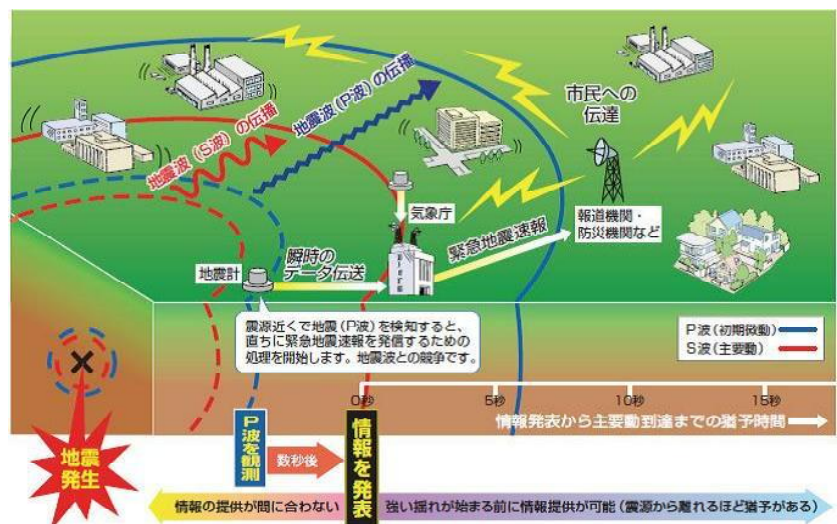
緊急地震速報とは、地震発生直後に地震の震源に近い観測点でとらえた地震波形から震源、地震の規模（マグニチュード）、震度を解析し、地震による強い揺れが迫っていることを伝える地震情報です。

地震の揺れは震源から波紋のように波（地震波）として伝わっていきます。この地震には、主に2種類あり、最初に秒速約7 kmで伝播するP波（初期微動）、続いて秒速約4 kmで伝播し、強い揺れをもたらすS波（主要動）が伝わってきます。

緊急地震速報は、日本全国に配置された地震計（気象庁の約200箇所、独立行政法人防災科学技術研究所の約800箇所）の中で、地震の震源に近い地震観測点で得られたP波を分析し、秒単位という短時間に震源、地震の規模および各地の震度を測定し、被害を及ぼすおそれがある主要動が到達する前にお知らせする地震情報です。

緊急地震速報（警報）は、検知した地震波の解析により震度5弱以上の強い揺れが推定された場合に発表し、その内容は震度4以上の揺れが推定された地域名です。発表はテレビ・ラジオを通じて行いますが、このほか電話回線、衛星通信等の様々伝達手段を利用して行います。緊急地震速報は活用して主要動が到達する前に身の安全を図り、あるいは企業の事業継続等のための適切な対策をとることができれば、地震被害の大幅な防止・軽減が期待されます。

ただし、緊急地震速報には、①震源に近い地域では、緊急地震速報が強い揺れに間に合わない、②予測する震度は±1段階程度の誤差を含んでいる、③警報を速いタイミングで発表できない場合があるなどの限界があります。緊急地震速報を有効に利用するためには、情報の有効性や限界などを理解しておくと同時に、日頃から短時間に退避行動が行うことができるように訓練をしておく必要があります。



(気象庁ホームページ資料から)

(5) 災害伝言ダイヤルの利用方法

大災害が発生した場合には、安否確認、問い合わせ等の電話が殺到することで、電話回線が混乱し、つながりにくい状況になります。

災害用伝言ダイヤルは、被災地エリアで使用できるサービスで、電話番号をメールボックスにして、安否などの情報を音声によって登録・確認できるサービスとして活用できます。

① エリアの決定

震度6弱以上の地震発生時等にテレビやラジオ等でNTTが「171（災害伝言ダイヤル）」を設置したことや、利用方法・伝達登録エリアを都道府県単位で知らされます。

② 利用方法

一般電話，公衆電話，携帯から利用できます。

ア 伝言の録音・伝言の再生方法

伝言の録音方法	伝言の再生方法
「1」・「7」・「7」にダイヤルする	「1」・「7」・「1」にダイヤルする
↓	
ガイダンスが流れる	ガイダンスが流れる
↓	
「1」をダイヤルする	「2」をダイヤルする
↓	
ガイダンスが流れる	ガイダンスが流れる
↓	
電話番号を市街局番からダイヤルし，伝言を30秒以内で録音する	電話番号を市街局番からダイヤルし，伝言を再生する (新しいメッセージから再生される)

イ 伝言の録音時間

1 伝言あたり30秒以内

ウ 伝言の保存期間

録音時から48時間

エ 伝言の蓄積数

1 番号あたり1～10件

(6) 緊急引き渡しカードの例

緊急時児童引き渡しカード（自宅控え）

(児童名) 古川 太郎		(兄弟姉妹)	
		3年 2組	古川 ゆめ子
		5年 1組	古川 次男
		組	
番号	引き取り者氏名	来るのか（日中の居場所）	児童との関係
1	古川 雪子	自宅(大幡)	母
2	古川 茂雄	会社(仙台市)	父
3	古川 太一	自宅(加美町)	祖父
自宅が被災した場合の 連絡先（避難先）		電話：0197-67-〇〇×× 住所：岩手県北上市(母実家)	

引き取り者は家族（親族）を原則とします。

自宅が被災した場合を、家族で話し合って記入してください。

※このカードは、災害時の安否確認の際にも活用させていただく場合があります。災害時に避難先を変更した場合は、学校へ連絡くださるようお願いいたします。

弾道ミサイル発射時の緊急事態対応について①

平成29年10月：大崎市教育委員会

①状況分析からすると、Jアラート等では詳細の情報はわからないため(通過位置等)、安全が確保されるまでは情報発出後は無条件に待機とする。

②ミサイルの落下した場所により、解除(登校指示等)又は待機継続にわかれる。

③解除については、領土(領海)以外に落下した場合、学校よりメール配信する。

・学校の発信基準は、ミサイル通過の情報(JアラートやTV等)があった際に解除。【Jアラート情報例文「ミサイル通過。ミサイル通過。先程のミサイルは、●●地方から●●へ通過した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。」】

④待機継続については、領土(領海)内に落下した場合。その後の指示については、教育委員会から連絡する。

⑤Jアラートが発出された場合の自宅待機、避難行動については、児童生徒及び全保護者に通知していることが前提。(中学校区単位で同様の内容の通知。避難行動についても同様に扱う。)

⑥上記を基本とするが、活動時間帯(登校前、登下校や授業中など)にもよるため、詳細は対応1から4のとおり。

以下、対応の基本は次のとおり。詳細は別紙対応を参照。

【対応の基本】(一覧)

時間帯		登校前	登下校中	在校中	在宅・休日
避難行動等の基本		待機	建物等への避難	校舎内避難	待機
判断者		保護者等	児童生徒等	校長	保護者等
ミサイル状況		対応詳細			
発射	宮城県の方に発射	自宅待機 避難行動 (学校メール等 により登校)	・近くの建物や 物陰に身を隠す ・自宅か学校の 近い方へ避難	校舎内等 避難行動	自宅待機等 避難行動
	他地域の方向に発射 (Jアラート作動なし)	通常どおり(情報の収集)			
落下	領土・領海に落下	待機継続 避難行動	避難行動	避難行動	待機継続 避難行動
	領土・領海外に落下	通常行動に戻る			

避難行動	落下物や爆発に備えた行動例
屋外にいる場合	・近くの建物の中や地下などに避難する。 ・近くに適切な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。
屋内にいる場合	・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

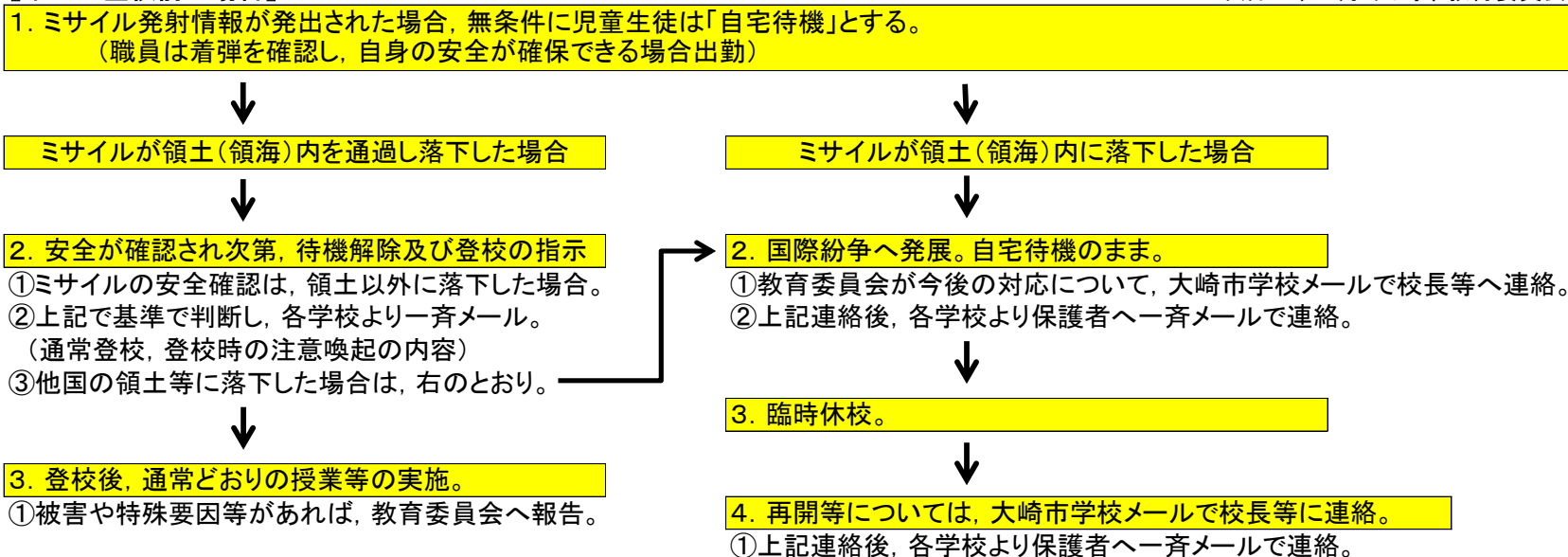
弾道ミサイル発射時のスクールバス運行の対応について①

時間帯		登下校前	登下校中
運行等の基本		待機	車内避難
判断者		教育委員会・運行業者	バス運転者
ミサイル状況		運行詳細	
発射	宮城県の方に発射	<ul style="list-style-type: none"> ・原則待機 ・既に目的地へ走行中の場合、安全な場所に停車し情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・近くの安全な場所に停車 ・座席下等に身を隠す指示
	他地域の方向に発射 (Jアラート作動なし)	通常どおりの運行	
落下	領土・領海に落下	<ul style="list-style-type: none"> ・待機継続(情報収集) ・運行中止等(教委→業者→バス運転者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・乗車中の児童生徒を、速やかに目的地(学校又は各停留所)へ輸送
	領土・領海外に落下	通常どおりの運行に戻る	

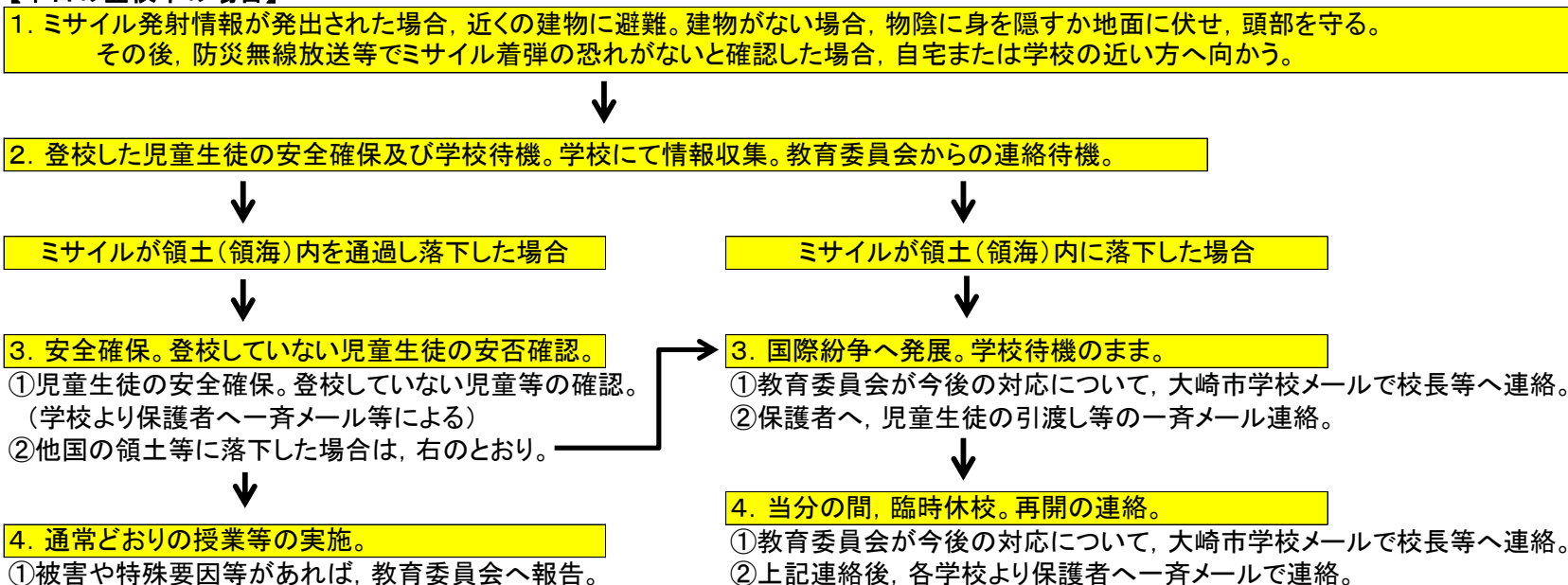
弾道ミサイル発射時の緊急事態対応について②

対応1【平日の登校前の場合】

平成29年10月：大崎市教育委員会

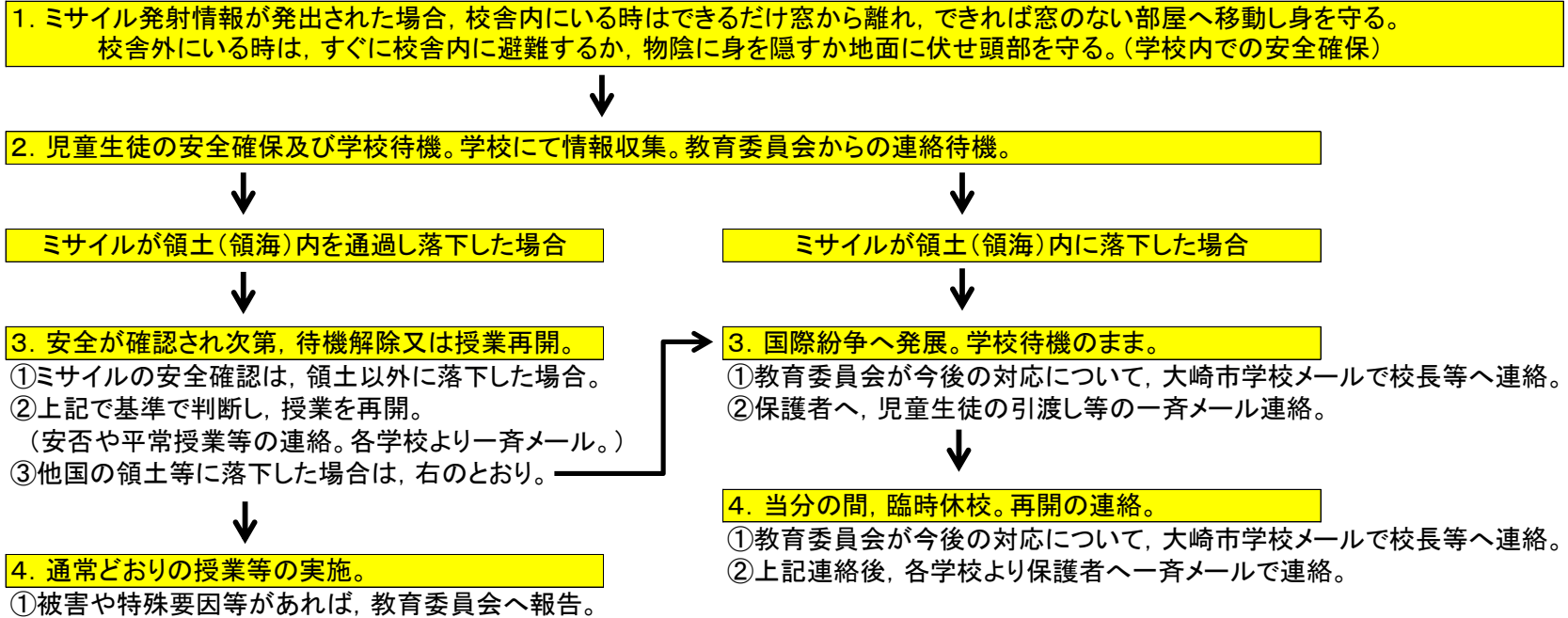


対応2【平日の登校中の場合】

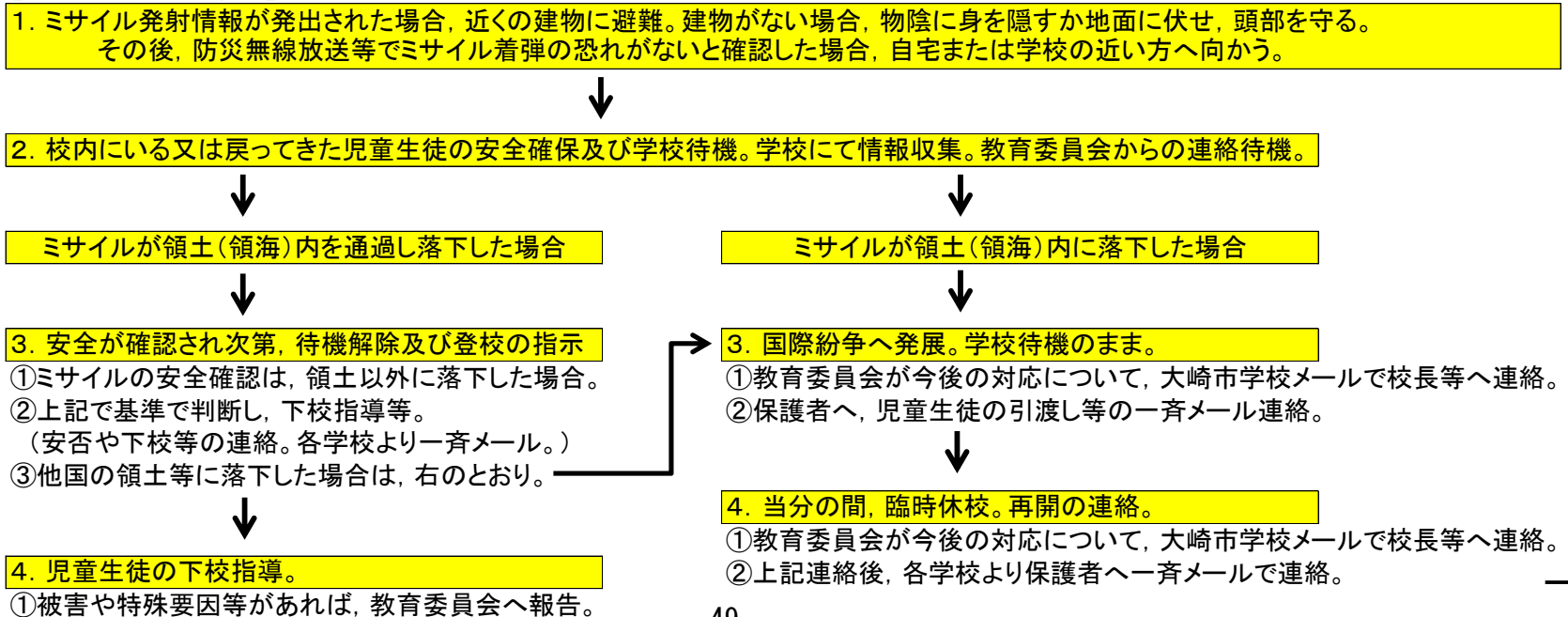


弾道ミサイル発射時の緊急事態対応について②

対応3【平日の授業中の場合】



対応4【平日の下校中の場合】



学校外部からの不審者に対する児童生徒の安全確保マニュアル

I 安全確保の具体策

1 生活時間帯に合わせた対応

時 間	内 容	担 当
業 前 (登校時)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校地・校舎内の見回り ○ 担任は出勤したら教室で児童の様子の確認 ○ 児童登校終了後、昇降口の施錠 	教頭・主幹教諭 担任 係
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務員の校舎・校地内の見回り ○ 校長・教頭・主幹教諭・教務等の校舎・校地内の見回り 	業務員 2 名 校長・教頭・主幹教諭・教務
業 間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員と児童とのふれあい ○ 業間終了後、昇降口の施錠 	全職員 係、業務員
昼休み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校長・教頭・主幹教諭・教務等の校舎・校地内の見回り ○ 昼休み終了後、昇降口の施錠 	校長・教頭・主幹教諭・教務 係、業務員
放課後 (下校時)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全指導部・生活指導部の職員の通学路の見回り 	安全指導部 生活指導部

2 校地の出入りについて

- (1) 校門周辺 → 立て看板を設置する。
- (2) 校門から校舎の入口まで → 不審者を校舎内へ入れないように対応する。複数で当たる。
- (3) 1階教室・特別教室のテラスへの出口 → 常に施錠しておく
- (4) 児童昇降口 → 児童登校後、業間、昼休み終了後、児童下校後に施錠する。
- (5) 1階体育館通路 → 施錠し、開放したままにしない。
- (6) 中央玄関は施錠せず、保護者、来校者、業者等の出入り口とする。

3 児童の登下校について

- (1) できるだけ複数での登下校を心がけさせる
- (2) 「連絡の家」の活用の具体的な指導をする。
- (3) 登下校時間を守らせる。

4 その他

- (1) 来校者については、すべて正面玄関から入ってもらうようにする。
- (2) 朝に急遽打合せで職員が教室にいないときは、業務員（2名）が校舎を巡回する。
- (3) 業者には、必ず事務室に寄るようにさせる。
- (4) 会議の開催、ゲストティーチャー来校の職員・児童への周知
- (5) 体育を休む児童の居場所の報告

II 不審者が侵入した場合の対応

1 授業中

予想される危険	教職員の行動例
① 刃物を振り回す ② 児童に危害を加える ③ 児童の混乱	① 児童に不審者から離れるように指示する。 ② 防犯ベルを鳴らし、大声を出し、不審者の進入を伝える。 ③ 身近なもの(イス等)を持ち不審者に立ち向かう。 ↓ 児童の安全を第一に考えて行動する ④ 近隣教室職員が職員室、校長室に連絡する。 ⑤ 校長、教頭が現場を確認する。 ⑥ 校長、教頭が110番通報を事務長に指示する。 ⑦ 負傷者の救急処置をする。(7年部) ⑧ 主幹教諭、教務が全校放送で避難を指示する。 ⑨ 近隣教室の教職員と連携して避難通路の確認 ⑩ 指定避難場所へ誘導する。 ⑪ 氏名点呼の上、人員確認をする。 ⑫ 本部(校長)へ連絡する。 ⑬ 関係機関への連絡(教頭) 救急車・病院、市教委・教育事務所 ↓ 児童の安全を確認し、動揺、不安の除去に努める。

2 休憩時間中

予想される危険	教職員の行動例
上記①～③。特に③が大きい。 <予想される児童の所在場所> 【屋内】 ・教室、トイレ、体育館、 特別教室、保健室 【屋外】 ・校庭、プール	① 危害を加える不審者に対しては、「助けて」と大声で 近くの教職員に知らせるように指導する。 ② 近くにいる教職員が駆けつける。 ↓ その後の対応は、上記①～⑬に同じ 学年部対応が必要になる

3 不審車両進入への対応策

- 校門のチェーンの設置→東西の門へ設置する。
- 駐車場から校庭へのバリケードの設置→車両が進入しづらくなる進入禁止バリケードを設置する。
- 管理職等の校地内巡回の強化

4 その他

- ※ 不審者侵入についての詳しい対応の仕方については、不審者対応の避難訓練の例をもとに、全職員で共通理解を図り対応できるようにする。

Ⅲ 避難例（屋外避難の場合）

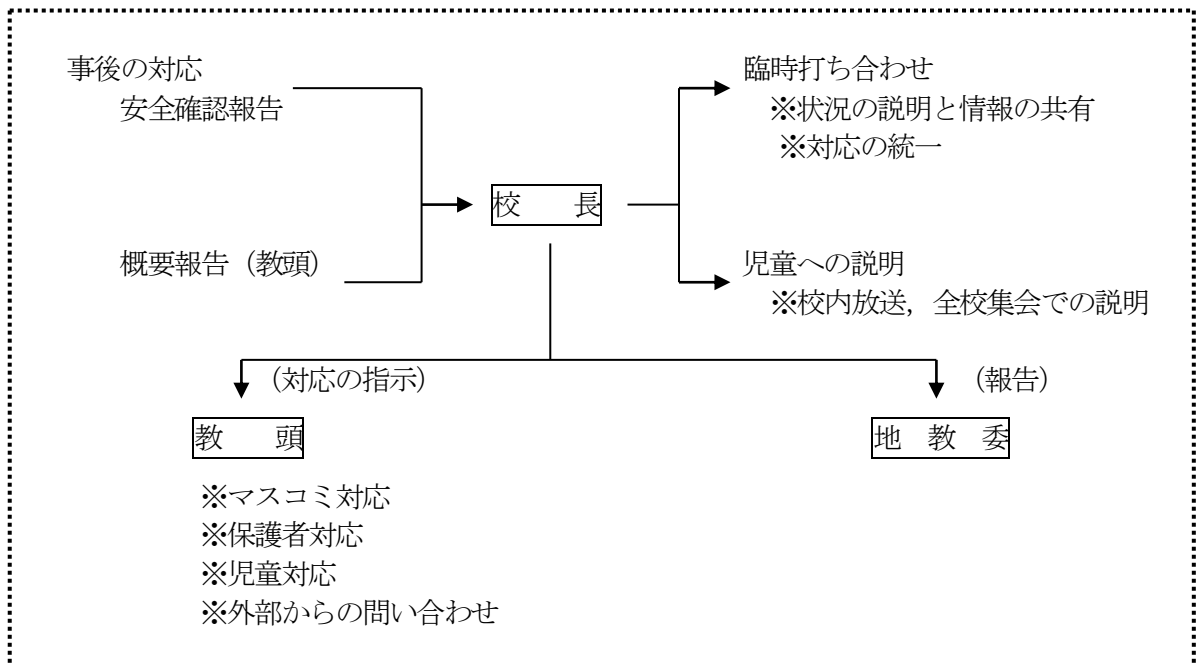
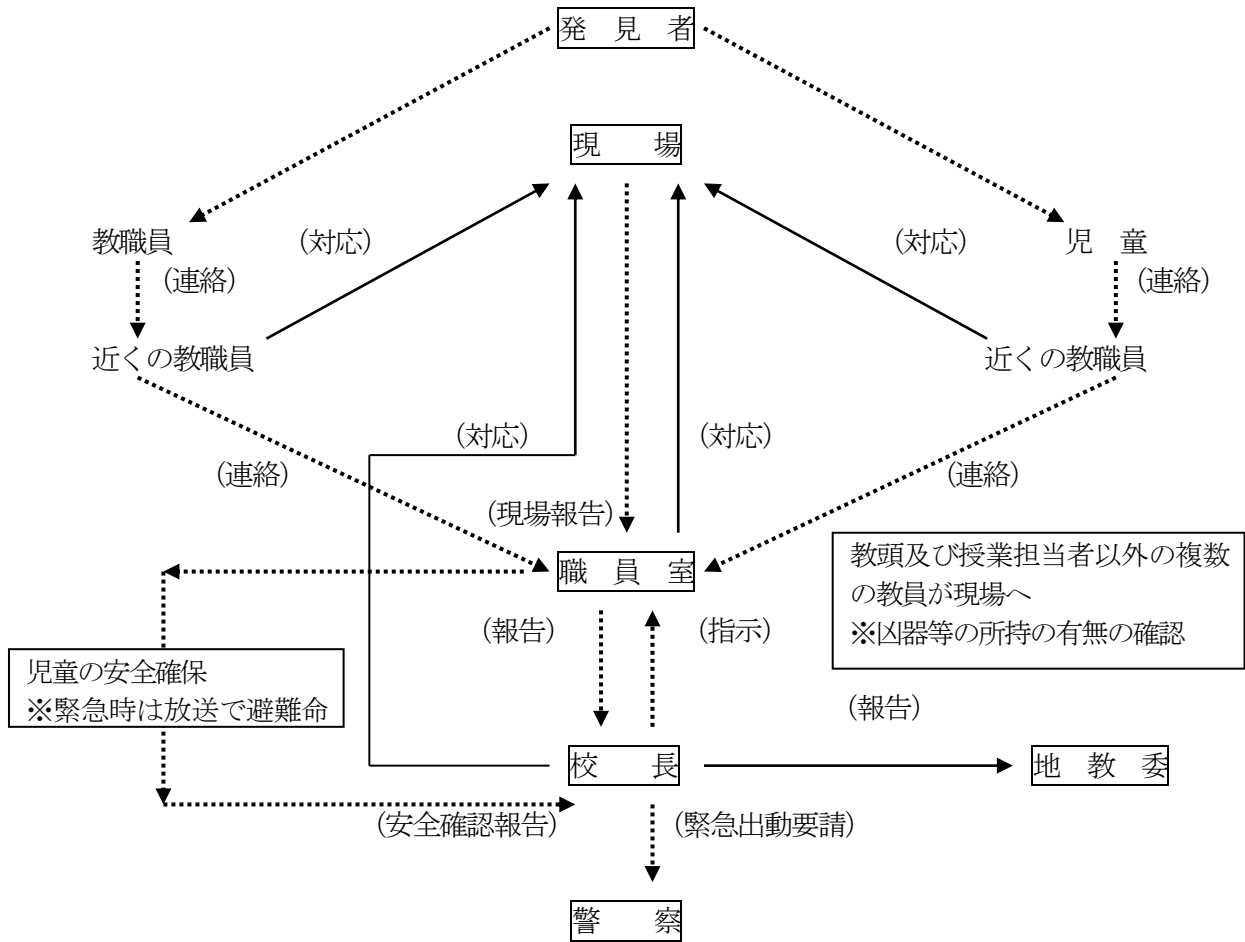
不審者, 全体の動き	職員室にいる職員の行動	学級担任の行動	児童の行動
<ul style="list-style-type: none"> 不審者が中央玄関より侵入する。 不審者が1年教室の方へ移動している。 	<ul style="list-style-type: none"> 事務職員が不審者と思われる人物を確認する。 教頭に報告する。 教頭・主幹教諭・教務等職員室の複数の職員による声掛けなどにより、不審者と確信。同行の職員（教務）が職員室へ報告する。 校長は現場を確認後、事務長に110番通報の指示をする。 主幹教諭・教務が、全校放送で避難の仕方を指示する。 	<ul style="list-style-type: none"> 授業を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 教室で着席
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第1次通報(不審者が校舎内に侵入したことを通報)～放送のチャイム～ ⇒ ○○に大きな荷物が届いています。手の空いている先生は受け取りに行ってください。(繰り返す)</p> </div>		<ul style="list-style-type: none"> ①児童が動揺しないように落ち着かせる。 ②避難口の確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 落ち着いて行動する。 「お、か、し、も」の約束を守って、避難する。
<ul style="list-style-type: none"> 不審者が校長室に入る。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第2次通報（屋外避難の指示）～放送のチャイム～ ⇒ 昇降口が開いています。静かに移動しなさい。(繰り返す) ※ 基本的には不審者が取り押さえられるまでは児童に大きな移動はさせない。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 各階とも教育計画の避難経路に従って避難を行う。 	
<ul style="list-style-type: none"> 避難後集合 人員確認 報告完了 不審者を警察へ 学年ごとに解散 事後指導 	<ul style="list-style-type: none"> 西側昇降口→体育館前（プール側） 避難人数の確認 担任→学年主任→本部 学年ごとに解散する。 事後指導 	<ul style="list-style-type: none"> 東側昇降口→バックネット前 	

IV 不審者侵入に関する安全管理

不審者の校内侵入

発見者（授業中、休み時間、放課後）

情報の伝達
人の移動 ——>



地震発生時の安全確保マニュアル

1 学校内における地震発生時（登下校中を除く）

（1）校内指導時

① 授業時

- 校内放送可能な場合 → 避難訓練実施による。
- 校内放送不能な場合 → 教職員は、状況に応じた適切な措置をとる。

（共通理解事項）： 児童の安全を第一とする。

○ 児童の基本行動

- ア 緊急放送や指示をしっかりと聞く
- イ 一次避難をする

・教室，特別教室	・	・	・	机の下へもぐる
・音楽室，会議室	・	・	・	窓から離れ，部屋の中央に集まってしゃがむ
・図書室	・	・	・	窓や書架から離れ，机の下にもぐる
・体育館	・	・	・	中央に集まって，頭に手を当ててしゃがむ
・保健室	・	・	・	ベットの下の下にもぐる
・校庭	・	・	・	校舎や遊具から離れて，その場にしゃがむ

ウ 二次避難をする

・素早く避難する（身長順に男女各一列）
・避難経路に従う
・上靴のまま避難する
・学年表示の場所に整列し，静かにしゃがんで待機する

○ 教師の基本行動

- ア 即座に状況を判断して，児童に徹底するような声で簡潔な指示を出す
- イ ドアを開けて出口を確保する
- ウ 火気や薬品の始末をする
- エ 人員の点呼を確実に行う
- オ 負傷者の有無の確認と処置，並びに報告をする

② 休憩時及び放課後

○ 児童の基本行動

- ア 落下倒壊物のないところに身をひそめる
- イ 校舎内にいるときは，最寄りの教室に直行し，その教室の教師の指示に従う
- ウ 校庭にいる場合は，校庭の中央部または定められた避難場所に避難する

○ 教師の基本行動

- ア 教室以外にいる担任は，ただちに担当教室に直行する
- イ 担任外教職員は，児童の安全状況及び校舎内の点検を行い校長に報告する

③ 校外指導時（校外学習・修学旅行・合宿等）

- ア 引率責任者は，状況を的確に判断して適切な措置をとる
- イ 引率責任者は，あらゆる方法を駆使して児童の安全状況，措置状況を学校（長）に報告する
- ウ 市役所（役場），警察，放送局等の公共機関に依頼する

【下校措置について】

- ① 家庭からの迎えによって下校させることを原則とする（災害時の出迎えについては事前に周知徹底しておく）
- ② 留守家族の児童については，原則として迎えに来るまで学校に待機させる。

2 学校外における地震発生時（登下校含む）

（1）登下校中

① 児童の基本行動

- ア 落下物のある建物、石積みやブロック塀、壁の下を避け、最寄りの安全な場所（空き地、大木の下等）に避難する。
- イ 学校または自宅の近い方に避難する。
 - ・自宅に保護者のいる児童は、自宅に戻り、学校に連絡する。
 - ・自宅に保護者のいない児童は、学校に登校する。

② 教師の基本行動

- ア 通勤途中の教職員は、可能な限り登下校途上の児童の安全確保に当たる。

（2）登校前，下校後

① 各家庭の判断による

- ア 児童に死傷事故があった場合は、すぐに学校に報告する。
 - * 登下校中の地震発生に対する対策については、児童の事前指導と家庭への連絡の徹底を図っておく。

3 報告・連絡

（1）市教委への連絡

① 市教委への緊急報告

ア 報告内容

- 死傷者の有無 施設の被害状況 避難場所と状況 その他

イ 報告方法

- 電話が可能な場合、内容を簡潔に報告 電話不通の場合、自家用車や自転車

4 事後処理

（1）二次災害発生危険箇所の把握と対策

（2）通学路の点検と安全確保対策

（3）学校の被害状況調査

- 施設，設備，備品の状況 撮影による記録

（4）児童（家庭）の被害状況の把握

（5）教職員（家庭）の被害状況の把握

（6）避難所の当該校避難者への対応と学校管理

<情報収集の具体例>

- ・電話
- ・電子メール
- ・近所の保護者から連絡
- ・自転車による家庭訪問
- ・学校のホームページ等

5 その他

（1）日常的な準備物

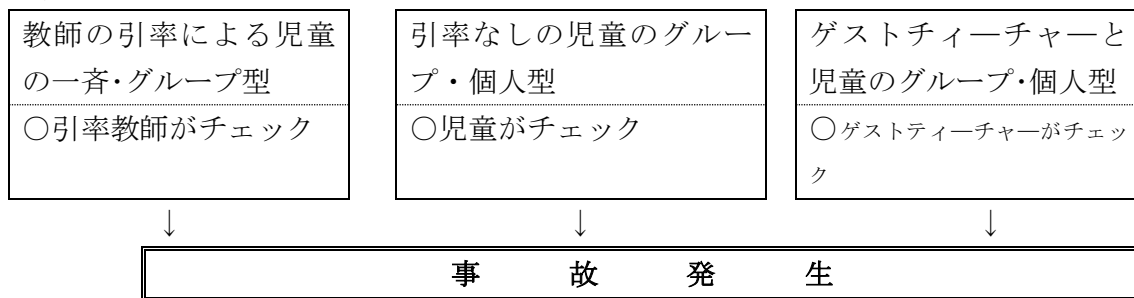
- ハンドマイクまたはポータブルスピーカー（電池式）
- 携帯用ラジオ ヘルメット，担架 救急箱
- 児童名簿 携帯食（給食室）

（2）日常的な対策

- 書架，スチール棚，下駄箱等の転倒防止
- 薬品の保管（砂箱）
- 定期的な安全点検と日常的な安全点検
- 避難訓練の実施
- 保護者や地域の啓蒙

校外学習中の事故発生時の対応（学校事故も準ずる）

学習の形態



- 該当児童の可能な応急処置（現場判断優先）⇒ 救急車・警察車両の要請
 - 現場でそのまま全員待機
- 学校本部へ電話連絡（状況を報告し、指示を仰ぐ）

2 2 - 0 5 4 0

 - ・ 「連絡の家」へ緊急支援の依頼
 - ・ 周囲の大人の大人へ緊急支援の依頼（名札・プレートの使用）

↓

学校本部
 校長・教頭・主幹・教務

↓

- | | | |
|-------------|---|------------|
| ○ 学年主任等現場派遣 | → | 全参加児童の安全確保 |
| ○ 養護教諭現場派遣 | → | 該当児童の応急処置 |
| ○ 救急車要請 | → | 救急車付き添い |
| ○ 担任・保護者連絡 | → | 保護者病院へ |
- ↓

- 参加児童の健康観察，下校指導
 - 帰宅後の保護者からの連絡受付
- ↓

- 学校本部

 - 臨時職員会議
 - 教育委員会への連絡
 - 病院，警察署，報道機関連絡対応
 - 保護者，P T A連絡対応
 - 事故報告書作成
- ↓

- 事後の全校教職員の共通理解

 - 事故対応のためのチェックリストを用いた点検
 - 事故原因の分析，反省，改善点の共通理解
 - 安全指導・危機管理の徹底，指導法の改善



クマ類の出没対応マニュアル

- 学校に目撃情報等が寄せられた際には、警察に第一報を。
- 緊急性が高い場合は、速やかに連絡を。

- 【報告事項について】**
- 目撃場所
 - 目撃日時・時刻
 - 負傷者の情報
 - クマの情報（大きさ・頭数等）
 - 今後の対応

クマの出没情報

緊急対応が必要か

必要あり

- 学校の近くに出没した
- 人に危害が加えられた
- 主要通学路に出没した

必要なし

最新情報の収集及び状況に応じて、警察・教育委員会・スクールガード等関係機関との連携

連絡・報告

古川警察署

大崎市教委学校教育課

支所地域振興課

登校前

授業中

下校時

- 職員間による対応協議、情報共有
- 通学路の安全確保
 - ・ 教職員の巡回、見守り、立哨等
 - ・ 警察・スクールガード等への支援要請
- 保護者への情報提供
 - 登校時の注意事項
 - ・ 自家用車での登校推奨
 - ・ 付添いや見守り依頼

- 職員間での情報共有
- 児童の安全確保
 - ・ 児童全員の所在確認
 - ・ 屋外での活動中止
- 関係機関との情報共有
 - ・ 放課後児童クラブ
- 児童への情報連絡
 - ・ 休み時間等の過ごし方
- 保護者への情報提供
 - ・ 学校が得た情報の伝達

- 職員間での情報共有
- 通学路の安全確保
 - ・ 教職員の巡回、見守り、立哨等
 - ・ 警察・スクールガード等への支援要請
- 関係機関との情報共有
 - ・ 放課後児童クラブ
- 児童への情報連絡
 - ・ 下校時刻、下校方法(集団下校・引き渡し等)の連絡
 - ・ 下校時の注意事項伝達
- 保護者への情報提供
 - ・ 下校時刻、下校方法(集団下校・引き渡し等)の連絡

継続対応

学校教育課

【登校に関して発出するメール文例】

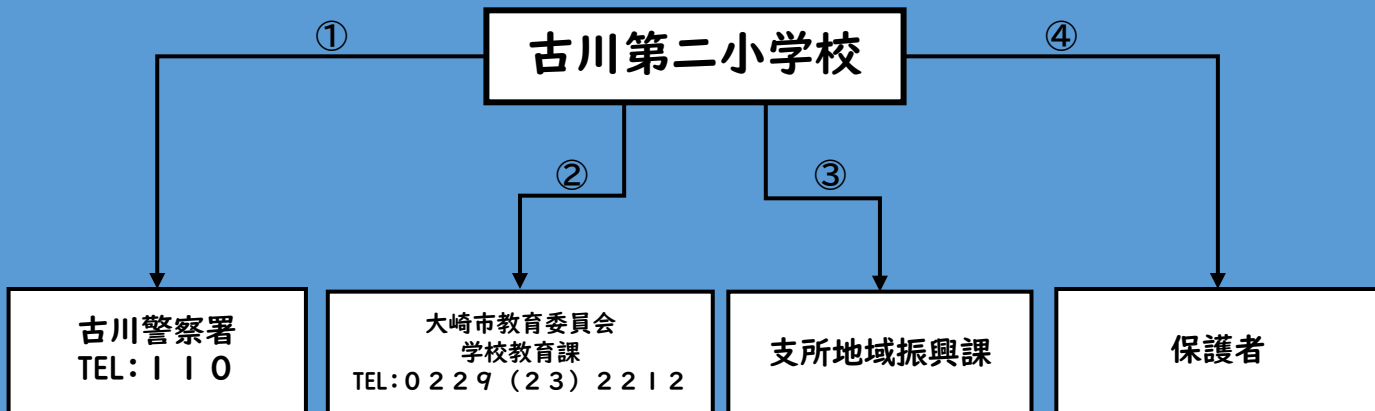
明日以降の登下校についてです。児童の安全確保を最優先に考え、引き続きクマ出没への警戒が必要であると判断しております。つきましては、ご家庭でも、児童の安全確保のため、可能な範囲で登下校の見守り（送迎、通学路への付き添い等）をお願いします。学校でも当面の間、教職員による通学路の巡視や登下校の見守りを実施します。また、児童に対して、以下の点について改めて指導します。

- (1) 1人で登下校せず、おうちの方または複数で行動する。
 - (2) 熊を見た場合は、静かにその場を離れ、すぐに近くの大人や近くの家、学校に知らせる。
- 児童が安心・安全に登下校できますよう、学校、家庭、地域の皆様と一体となって協力し、子供たちの安全を確保したいと考えます。新たな情報や対応の変更などがありましたら、改めてご連絡いたします。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

- 学校の対応
 - ① 通学路の安全点検
 - ② 休み時間の過ごし方の指導
 - ③ 不安児童の把握
 - ④ 身を守る方法の指導
- 保護者への情報提供
 - ① 翌日以降の登校方法
 - 乗降場所の指定
 - ② PTAとの連携
 - ③ 警察との情報共有

クマ出没時の連絡体制(連絡網)

● 学校付近にクマが出没した場合



【 時間外の場合 】

各学校からメール配信 ※開封確認(既読)機能を活用し、確認漏れの無いようにする。

(例) タイトル 【クマ情報】

古川第二小学校です。昨夜△△時ごろ、××地区○丁目地内において、体長約1mの母グマと、体長約0.5mの子グマ2頭の見撃情報がありました。警察には既に登校時における学校周辺のパトロールを依頼しましたが、登校時はクマ鈴など音が鳴るものを携帯し、十分注意して登校するようお願いいたします。

クマに出会ったときは？

ツキノワグマの習性

- ・ 昼行性で、特に朝と夕方の薄暗い時間帯に最も活発に活動する。
- ・ 農作物や実のなる庭木などに通うことを覚えたクマは、人に見つからないよう、夜に活動することもある。
- ・ 警戒心が強いため、うす暗いところに出やすい。
- ・ エサを求めて移動する。行動範囲が広い。
- ・ 嗅覚が鋭く、においにつられてくることがある。
- ・ 臆病だが、脅かすと怖がって襲ってくることもある。
- ・ 自然界にない大きな音、音楽が苦手。



児童への指導例

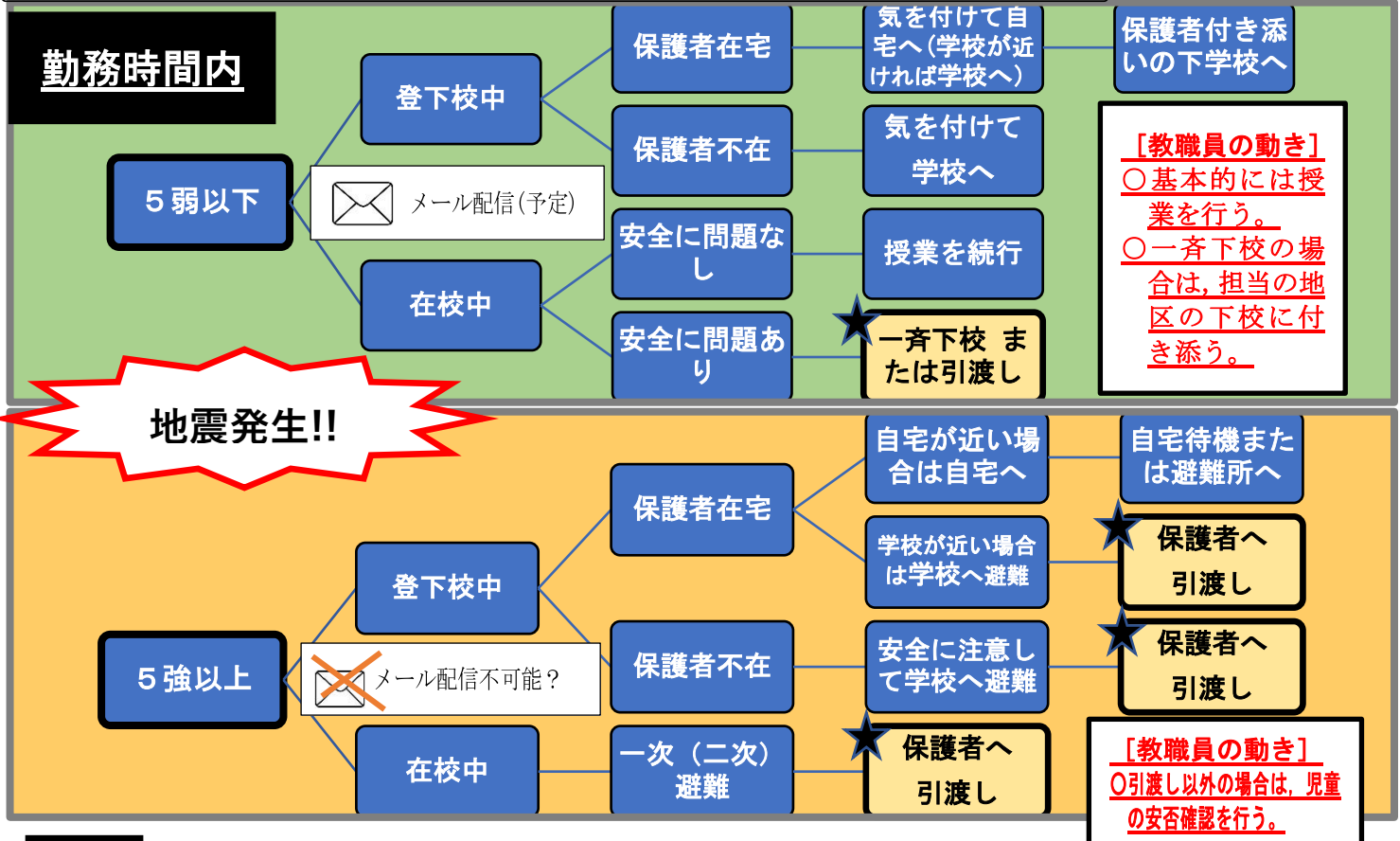
- 自分の身を守り、クマを寄せ付けないための方策
 - ・ 登下校時に音の出るものを携行する。(クマ鈴、自転車のベル等)
 - ・ できるだけ1人で行動せず、友達と一緒に行動する。
 - ・ クマが近くにいるサイン(足跡やフンなど)を見つけたら、その場を離れ、安全を確認した後、学校や警察に連絡する。
- クマに出会った際の対処法
 - ・ ゆっくりと後ずさりして逃げる。
 - ・ カバン等の持ち物を置いて、クマが気をとられている隙に逃げる。
 - ・ 大声で叫ばない。(クマが興奮する)
 - ・ 石や棒を投げつけない。(クマが興奮する)
 - ・ 商店や公共施設等に逃げ込み、保護してもらう。
- クマに襲われそうになった際の対処法
 - ・ 両手を首の後ろに組んで、顔を伏せる姿勢をとる。(頭や顔を守る)

<クマ対応物品例>

- クマ撃退スプレー
- クマ回避シート
- 爆竹(ロケット花火)
- クマホーン
- ホイッスル
- ハンドマイク

緊急時の職員動員体制について

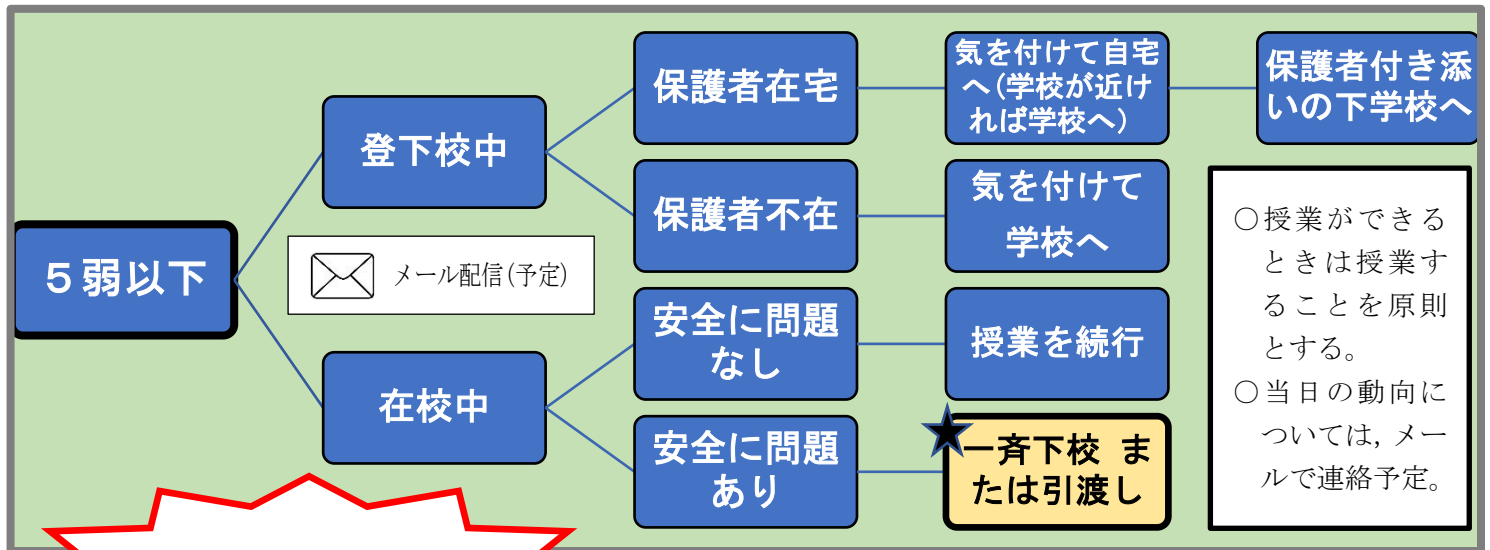
令和8年度
古川第二小学校



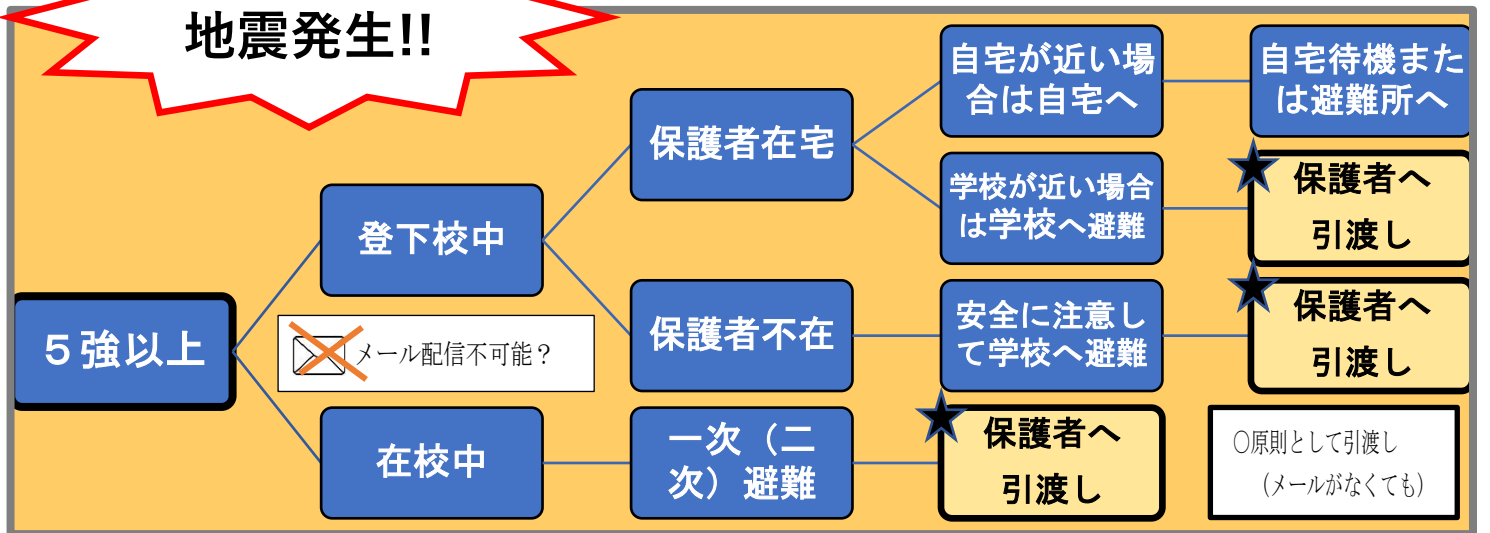
勤務時間外		0号配備	1号配備	2号配備	3号配備
		○震度4 ○市に気象警報発令 (大雨, 暴風雪, 大雪, 洪水, 暴風)	○震度5弱 ○市に警報発令, 災害が予想される, 局地的災害発生	○震度5強 ○市の数地域に災害発生, はん濫警戒情報発令, 避難判断水位超過	○震度6弱以上 ○市に激甚災害発生
管理職	地震	・自宅待機。 ・必要に応じて対応。 ・翌朝午前7時30分までに市教委へ報告。	・いずれかの管理職が配置につく。 ・翌朝午前7時30分までに市教委へ報告。	・直ちに学校での配備につく。 ・状況を確認し, 必要に応じた対応を指示。 (児童の安否確認, 施設の破損状況, 登校判断等) ・市教委へ報告。	・直ちに学校での配備につく。 ・状況を確認し, 必要に応じた対応を指示。 (児童の安否確認, 施設の破損状況, 登校判断等) ・防災担当課, 市教委へ報告。
	気象	・自宅待機。 ・必要に応じて対応。	・午前6時まで出勤して状況を確認後, 対応を検討し指示を出す。	・市教委へ報告。	・防災担当課, 市教委へ報告。
防災主任(主幹)	地震	・自宅待機。 ・必要に応じて対応。	・管理職の動員が困難な場合は配備につく。 ・状況を確認し, 必要に応じて対応。	・直ちに学校での配備につく。 ・校長の指示を全教職員へ周知。 ・避難者への対応。	・直ちに学校での配備につく。 ・校長の指示を全教職員へ周知。 ・避難所開設の準備。
	気象	・必要に応じて対応。	・午前6時まで出勤し, 地域の状況の確認。 ・校長の指示を受け, 安全対策を保護者に周知。	・直ちに学校での配備につく。 ・校長の指示を全教職員へ周知。 ・避難者への対応。	・直ちに学校での配備につく。 ・校長の指示を全教職員へ周知。 ・避難所開設の準備。
教職員	地震	・必要に応じて対応。	・必要に応じて対応。	・教務, 安全主任, 学年代表1名は直ちに学校での配備につく。 ・地域の状況確認。 ・児童の安否確認。	・全員直ちに学校での配備につく。 ・地域の状況確認。 ・児童の安否確認。 ・業務員は避難所開設に協力。
	気象	・必要に応じて対応。	・教務, 安全主任, 学年代表1名は午前6時まで出勤し, 地域の状況を確認。	・教務, 安全主任, 学年代表1名は直ちに学校での配備につく。 ・地域の状況確認。 ・児童の安否確認。	・全員直ちに学校での配備につく。 ・地域の状況確認。 ・児童の安否確認。 ・業務員は避難所開設に協力。

[災害初期対応学年代表 (R8)]

1年: 鈴雄, 2年: 市七, 3年: 菅偉, 4年: 四ノ宮, 5年: 大場, 6年: 熱海, 特支: 新村



地震発生!!



★引渡しについて

震度5強以上の地震のとき

引渡し開始のメールが配信されたとき

または

保護者はただちに来校し、児童を引き取る。

- 訓練は便宜上地区ごとに実施しているが、有事の場合は準備ができた保護者から迎えに来る。
- 自動車で来校する場合、校地内は必ず徐行し事故防止に努める。駐車場整理の職員を配置できないことも想定されるので、校庭奥から詰めて駐車する。
- 時間帯による通行禁止措置のあるルートには十分気を付ける。

学校への電話連絡は極力控える。

帰宅後(避難する場合は避難後)、保護者は「その他連絡フォーム」にて学校に引渡し完了を知らせる。

* 風水害、不審者情報等での引渡しも地震の場合に準ずる。